

第1日目(9月1日)

議長(駒形正博君) ただいまから平成17年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数は42名であります。定足数に達しておりますのでただちに本日の会議を開きます。

なお、関進君通院のため欠席、木村代志夫君葬儀のため午前中欠席、井口助役公務出張のため午前10時から早退、山田環境課長葬儀のため午後1時から早退、佐藤課長補佐が代理出席します。以上の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号21番・若井達男君及び議席番号22番・井口實君の両名を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については去る8月25日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。したがって本定例会の会期は本日9月1日より16日までの16日間としたいと思いますこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日9月1日から9月16日までの16日間に決定をいたしました。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。なお議員派遣結果報告についてもあわせてお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明を行います。

市長 (所信表明を行う。)

議長 以上で市長所信表明を終わります。

議長 日程第5、監査結果の報告を行います。監査委員の報告を求めます。

監査委員 (監査結果の報告を行う。)

議長 監査委員の報告に対する質疑を行います。

種村俊夫君 監査の結果に関しては、私は適正であると認めるということによろしいのですが、こういう外郭団体というかそういうものに関しまして、今後の補助金の出し方とか今後の運営だとか、それを独立採算性にするとか。そういうことに関しましては監査委員のほうから意見としては特に付するものはなかったのでしょうか。

監査委員 その辺も若干各団体につきましての経営の内容と言いますか、それぞれ特に今年の場合は地震等の影響がありまして、非常に入館者あるいは観光客が激減しております。その中でただ補助金を出せばということだけではどうかなという、もうちょっとやり方といいますか方策もあるのではないかということは感じました。監査の時は多少話はしましたけれども、結果のこの報告書にはそういったことについては特に指示していいいますか提示してございません。

議長 ほか。

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって以上で監査報告に対する質疑を終わります。

議長 日程第6、報告第4号 所管事務に関する調査の報告についてを行います。
議会運営委員長・笠原喜一郎君の報告を求めます。

笠原議会運営委員長 それでは議会運営委員会の調査報告をさせていただきます。調査事項につきましては1番から2番ということで、1番の平成17年南魚沼市議会定例会の運営について、それから2番のその他ということであります。調査の状況につきましては8月25日、委員の出席は全員の出席をいただき、また正副議長からも出席をいただいております。調査の内容につきましては執行部の出席を求め、9月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行ったということであります。

少し内容について説明をさせていただきますが、 番の会期及び議事日程につきましては先ほどご決定をいただいたように9月1日から16日までの16日間ということでありまして、意見書があります。なお提出取扱いにつきましては9月14日に開催予定の議運までに決定をするということで、各クラブでご協議を願いたいということであります。

それから議会運営上の確認事項ということで一般質問の取扱いについては、質問時間は40分間ということで確認をされました。それから委員会付託省略につきましては、今議会までは本会議中心主義ということで議会運営委員会で確認されたところであります。

それから16年度決算認定審議の進め方、それから次の合併に伴う補正予算については、ちょっと説明をさせていただきますが、資料があると思えますけれどもはぐっていただきたいと思えます。89号議案の16年度一般会計決算認定につきましては、ここに記載のように最初に総括質疑、それから歳入の説明、それからあと各款ごとに歳出の説明と質疑、討論、採決という流れであります。

それからあとの90号議案からの特別会計4件については、一括質疑ということで、討論につきましては1議案ごとに討論ということであります。

それから94号議案からの3件につきましても、一括上程をされ一括質疑という形になっております。

それから97号議案からの企業会計につきましても、同じく一括上程、一括質疑ということになっております。

それから合併関連の補正予算につきましても、ここに記載のとおりであります。

それから裏の合併関連条例の一部改正及び条例の制定議案ということで、ここにありますように106号議案から185号議案までの80件を一括議題としまして提案をさせていただきます。一括質疑それから一括討論そして一括採決ということで確認をされております。ただしこの中で一部議案に反対があるということも当然あると思えますので、そういう場合にはその部分だけを抜かして討論、そして採決をし、あとの残った部分については今言われ

たように一括採決という形をとらせていただきたいということでもあります。

それから186号議案からの20件についても以上のようなことでやるということを確認をしたところであります。

それからあと発議案の調整につきましては、委員会条例の一部改正ならびに会議規則の一部改正でありますけれども、委員会条例は議員の定数が30人になるということで各委員会の委員の数が15人、あるいは14人が10人になるというその変更であります。会議規則の一部改正につきましては、発議についての12分の1がですので4人が3人に改正されるという内容であります。これについては提出者は議運の委員長、賛成者は各クラブの代表者ということで議運の中で確認をされたところであります。以上であります。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 次に総務文教委員長・牛木茂雄君の報告を求めます。

牛木総務文教委員長 所管事務調査について、総務文教委員会の報告を行います。調査事項は1番 防災無線について、2番 給食センターの管理運営について、3番 財政状況について、4番 管内美術館の運営状況について、5番 その他、5番の1といたしまして南魚沼市特別職職員等の報酬額等の改定について。

調査の状況ですが、期日は平成17年8月3日水曜日でございます。委員の出欠状況ですが全員出席、また議長も出席されました。調査の内容ですが、執行部の出席を求め現地調査及び事務調査を行いました。

最初に資料のほうの説明から行いますが8ページをご覧ください。8ページには防災無線についての組織図といいましょうかシステムが書かれております。9ページは入札調書の状況でございます。10ページからは給食センターの管理運営の状況でございます。10ページ、11ページ、12ページでございます。

それから財政状況ですが13ページ。交付税のことについて記入されてございます。それから14ページ管内美術館の運営状況でございますが、主として入館者、入館料ならびに決算状況、収支の状況についての概要が記されてございます。それから南魚沼市の特別職職員等の報酬額等についてはここに一覧表が載っております。以上で資料の方の説明を終わります。

最初に防災無線について総務課長から資料に基づき説明がありました。この中では松下電器産業(株)に落札したこと、価格は1億2,679万円であった。そして現在2キャリアの8チャンネルの予定である、というようなことでございます。

次のような質疑と答弁についてですが、最初の答弁の中では、真ん中ごろですが最初のアンサーの部分です。八海山の展望台の器具設置は別途であるとありますが、これは八海山の器具についての建物の改造ということでございますので器具は当然入っておりますが、少し舌足らずであったと、こういうふうに訂正をしていただきたいと思います。「器具の設置につ

いての建物の改造は」ということでございます。

この中で新しい考え方は区長に配分するという予定でございましたけれども、それがどうしても必要な部分、交通が途絶えたりする部分、そういう中で状況を判断して割り振るといふようなことでございます。現実には無線の混乱も当時あったというようなことを踏まえての行政の答弁でございます。それから保守点検費用については500万円から600万円くらいかかります、ということでございます。

またエフエムについては、大和地区において特に困難な難聴地域がございますが、これについても今年からワット数を上げて放送をしてはいるんですが、具体的にではどのようなことができるかということについては、いろいろ折衝はしておりますし要望も来ているわけでございますが、まだ具体的にどの地域がどうというような把握は行われておりません。

次に給食センターの管理運営についてですが、学校教育課長から説明がございました。まず大和の給食センターにつきましては、現在の衛生管理基準以前の建物であると。六日町の方はそれ以後の建物であるというようなお話がございました。

質疑と答弁ですが、まず最初に残飯のことが出されました。雷土の養鶏場に運んでいるわけですが、この問題もやはり大事な問題であると思います。

次が給食費の滞納の問題ですが、今なお新しい職についてもまだ滞納があるという状況なので問題ではないか、という指摘がございました。

食育についての問題でございますが、朝食の問題が特に取り上げられました。朝食といいましても食ってきたというお話ですが、実は何を食べてきたかという点につきましては、例えば菓子パンとか煎餅とかというようなものも食べてきたうちへ入っている、という調査があるということが報告がされました。

3番目の財政状況についてですが、財政課長から説明がございました。主として普通交付税の配分が決まったと。17年度の配分が決まったということでございます。差引き約2億円の増ということでございます。その中で特に基準財政需要額についての質問がございましたが、結果的に答弁のほうでは国の制度がどうなるかわからない。確かに10年間は容易ではない国の状況が続くわけですが、本当にそれでは10年間、今の交付税特別会計というものが続くかどうか。これについては国の制度がどうなるかということでは判断できかねるという答弁がございました。

4番目に管内美術館の管理運営についてでございますが、基本的には年々入館者数の減少がございまして。それともう1ついわゆる補助金を頼りにした運営を行っているということでございます。

まあいろいろな提案がございましたが市民が行かない美術館ということでは困るのではないかと。それについては補助金を出すばかりではなくて、その代わり入場券をいただいてそれを市民に配付するような考えはどうかというようなことが提案されました。

その他のところで特別職の報酬についてでございますが、総務課長の説明がありました。15年度末の財政規模に対して6団体を選びその平均を算出した。それを元にして計算をし

たということでございます。次のような質疑と答弁の中では、問題は金額ではない。各々の審議会のメンバーがどういう発言をなされたか、ということでございますが具体的な答弁はございませんでした。全体的に将来の財政状況を勘案して見直しの改正を行ったというような説明がありました。以上で総務文教委員会の報告を終わらせていただきます。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

岡村雅夫君 給食センターについてまず伺います。要するに管理基準ができた以前の建物であるということと関連してでありますけれども、最後の質問にある自校方式とかセンター方式という問題が出ています。資料を見ますと六日町のセンターは非常に大量の給食を作らなければならない状況ではないかなと思っていますし、当然大和センターの規模からすると、そういった不備な状況ということになると、建て替えとかという考え方も説明があったのかなあというふうに思うのですけれども、その辺の審議がありましたらお聞きいたします。

私は一般質問等で申し上げましたけれども、塩沢町の自校方式を教訓としてデータを取るといような話であります。今後綿密なデータあるいはこれからの方針を決定していかなければならない時期かなあというふうに思っています。そういった意見がございましたらひとつお聞きいたします。

それから一番最後の特別職の報酬についてであります。QアンドAの部分であります。「金額は問題でない」というこういう質問であります。合併して財政的にどう効果が出るかという辺りからしてみても、金額は問題でないということの意味合いというのは、どういところから出ているのかひとつお聞きしたいのですが。

そしてアンサーでは、将来の財政状況を勘案して見直しの改正をするということ。これは私が考えるには今の財政状況であるならば、抑えておいて好転したら見直しをしていくと、こういったふうに私は一般的な意見としては出るのかなあというふうにとらえたんですが、その辺ニュアンスが違うような気がするのですけれども、もう少し説明いただきたいと思えます。

牛木総務文教委員長 最初の質問の方ですが、いわゆる大和の給食センターにつきましての建て替えについての話は出ませんでした。ただ自校方式が良いかセンター方式が良いかという問題につきましては、行政側といたしましてはこれから両方のものを調査して、どちらがいいのか決めていきたいというようなことが答弁されました。それ以外のことにつきましては委員会では質疑がありませんでした。

それから最後の特別職の給与についてのことですが、質問した人のお考えはどういうところにあったかということ、その金額が問題ではないというような表現はなされましたが、ただ金額はいずれにせよ上げてみたって、岡村議員が言われるようにほとんどたいした違いはない。それよりもどういう考え方で審議会の人たちがお考えになったかということを探ってきたような気がいたします。委員である人の質問でありますので、私はそういうふうに取りました。ただ金額が問題ではないというのは、ちょっと言葉尻をとらえすぎたことではないかと私は思っております。ただ基本的には委員会といたしましては、提案についてはほと

んど上げられていない、一番上がったのが議員報酬である、というようなことも考えて、またはたして議員がこのような報酬でいいのかどうか、というような審議は行われませんでした。以上でございます。

岡村雅夫君 前段については今後検討するということでもありますので、その推移を見守りたいと思います。

後段の問題ですが、金額が問題でないという言葉尻をつかまえた私の質問であったというふうに言われますが、私はこのあとで議案が出てきた時の話は話としてですけども、確かにトップというか常勤特別職の方に関しては問題ではないという程度だ、というふうにとらえれば私はそれでいいのですが、ずるずるそういう状況ではないわけありますので、その辺が私は金額は問題でないという一言で片付けられる問題ではないな、というふうに思いましたので聞いたわけあります。

もう1回その立場で考えると、財政状況を鑑みればなぜ上げなければ 要するに議員ですよね。議員の部分ですよね。20パーセントから上がっているわけあります。22~23パーセントくらい上がっているわけありますので、それについて委員会では当然のことだと。要するに金額は問題でないのだ、というような雰囲気であったかどうかその辺をお聞きしたいですね。

牛木総務文教委員長 金額は問題ではないという質問があったことは事実です。しかし委員会といたしましては、大方の方が了承したというような雰囲気であったことは間違いありません。ただ財政状況を勘案してという点の考え方につきましては、岡村議員と委員会でははっきり違っておりました。以上です。

岩野 松君 最初の防災無線についてお聞かせください。ずいぶんQアンドAが丁寧に出ておまして、少しわかったかなあという思いがしていましたけれども。私は前に一般質問でも、FM雪国をもっと利用せよということで質問をいたしました。この防災無線の年間経費、点検費用として500~600万円と。もし使われたときはどれくらいなのかという説明なりがあったか。どれくらい使われるのかと。もし利用することがあったとき、今この中では30年から50年に1回くらいの災害のときという言い方をしていますけれども、そのときにはどういうふうにかかるのかなという説明があったかどうか1点。

それからここにはFM雪国の聞き取り難い場所については、調査があまりまだされていないということですけども、この間のときにはワット数を上げてというのは予算化されたと思いますが、そうしてからどうなったか。それでこの前の地震のときには本当にラジオが頼りだったという人が大半です。そういう意味ではもう少しこういうところを重視するやり方が良くて、難聴地域をもっとしっかり把握して、そこへはどういう対応をするのかということにかの深い質疑があったかどうかをまずお聞かせください。

牛木総務文教委員長 保守点検費用についての説明はありましたが、実際災害が起きてその活動をした時の費用については説明がありませんでした。また委員会としてもそれ以上の、ここにQアンドAの形で説明されている以上のものはありません。それからエフエム放送に

つきましては、確かに議員がおっしゃるようにラジオが最大の頼りであったということも事実ですが、そういうようなためには、いかにして難聴地域を減らすかということで質問がされたわけであります。

ただ行政側の答弁といたしましては、そういうために努力はしておきますし、確かにワット数はあくまで民間であるエフエム側の話でございますので、おそらくワット数は広がっておりますし行政側がそこまで指導ができないと、実際のことがあったと思います。ただいろいろなところで、いわゆる受信をして再び電波を出すというような施設を造りたいというようなエフエム側の考えがあることは事実ですが、ただ具体的にではどこをどうするというようなことについては、今のところまだ公表できるような段階ではないということであります。以上です。

岩野 松君 今のところ公表できる段階ではないということで、まあ当事者ではないのであれですけれども、特にエフエムの難聴地域についての調査はこれからするという答弁はあったかどうかお聞きかせください。

牛木総務文教委員長 ありませんでした。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議 長 次に産業建設委員長若井達男君の報告を求めます。

若井産業建設委員長 産業建設委員会の調査報告を行います。調査事項につきましては1番のぶどう植栽について、これは現地調査を行っておりますが、そこから7番のその他ということで多岐にわたって調査を行いました。

調査の状況でございますが、期日は8月5日金曜日ということで、出席につきましては議長以下委員の1名の欠席で14名という出席の中で行われました。調査の内容でございますが、これは執行部、市長、助役それからそれぞれの担当課長及び分室長の出席を求めて現地調査及び事務調査を行ったということでございます。

調査事項1番のぶどう植栽についてということでございますが、現地調査を行ったわけでございます。これは本来今年の4月28日に現地事務調査を予定しておったんですが、豪雪によりましてなかなか現地に入ることが時期的に不可能だったということで、あらためて現地に今回入りました。そういうことでここに掲げてございますように整備が約1.6ヘクタールのうち客土が1.2ヘクタール、苗の植栽1.1ヘクタールというふうに17年度事業であっております。それにつきましてのそれぞれの事業費に対する県、市、それから事業者負担等の金額割合等が記されているところでございます。また先ほど申し上げました今年度の豪雪による被害額等も116万円ほど出たというようなことで、これは施工業者のほうで修理が終了してあるというようなことになっております。

そうした中で質疑につきましてはここに書いてあるように、客土に対するアスファルト廃材が混入していたというような質疑が行われたわけです。客土のこの問題に関しましては、ここにはQアンドAで1件ほど記されているわけでありますが、同様の質問が数人の委員からございました。内容的に似ておるものですからその辺をひと括りにしまして、このアスファルト廃材、その客土の問題ということでここには記してございます。そうした中に納入施工全てが同業者が行っているものだから、チェック機能が働いていないではないかという問題等がございました。それにつきましては、市の方で責任を持って調査を行うということになっております。そんなことでぶどう植栽については質疑が行われ終了しております。

2番の八色西瓜の集荷状況についてでございます。これも集荷場の方を現地調査させていただいております。・・・失礼いたしました、資料の方は後段の方についておりますが先ほどのぶどう植栽につきましては7ページから9ページ、そしてこの2の八色西瓜の集荷状況につきましては10ページにそれぞれ資料が添付されてございます。そうした中、担当課長の方から説明があったわけでございますが、西瓜の最盛期は7月31日の2万7,000個をはじめ8月1日の3万個が最高であったというようなことで、その集荷能力は1日3万5,000個が能力であるというような説明もいただいております。そして平成17年度の出荷額は玉数にして50万個、販売金額にして5億円を見込んでおるという説明でございました。質疑答弁はここに記されているとおりでございます。生産者の個数が減少しておるが、ということに対しての答弁も記されているとおりでございます。

3番の「こしひかり紙」の取り組みについてでございます。これにつきましては現地調査というふうに乗っておりますが、一応この主体がしゃくなげ公社というようなことでこちらの方に行って説明を受けたというような形になっております。資料につきましては11ページから13ページに添付されてございます。

そしてその説明につきましては、この「こしひかり紙」の開発研究会を発足させたということで、この開発研究会の名簿につきましては13ページにそれぞれの委員の名簿が掲載されてございます。そして当初製紙の委託先を大昭和製紙(株)ということであったわけですが、それをやはり近隣の北越製紙(株)のほうに変更したということ。またあわせて販路開拓、商品開発のために専門紙の卸商社の石崎商事(株)と提携をしたという説明をいただいております。

そしてこの事業につきましては6月20日に県の補助事業に採択されまして、この9月議会で補正予算であがってくるという説明をいただいております。これについては特段の質疑はございませんでした。

4番の三国川ダム周辺の道路状況についてということで、これも現地調査を行っております。この資料につきましては15ページに掲載されてございます。担当課長のほうからの説明で市道につきましては、周辺として4箇所が災害にあっているということでそれぞれ復旧の手当てをやっておるとのこと。

県道の災害復旧でございますが、これは2カ年の継続工事であるということ。あわせて予

算額にすると3億円くらいでなかなかたいへんな復旧事業で、今年度中に終了を見ることが難しい。来年18年度秋頃の完了予定であるという説明でございました。

やはりそうした中、来年の秋ということになりますと今シーズンにしましても、来シーズン春秋通しましても、観光客の入れ込みにはたいへん心配することとございまして、そのような質疑が行われております。ここに書かれてあるとおりのQアンドAで、市としては全力で工事の進捗については県のほうに要望している、めいっばいやっているところで、その結果が18年の秋頃になるという答弁でございました。

続いて5 個別浄化槽整備事業についてということとございしますが、この調査事項は先の6月議会の浄化槽の一部条例改正について、個別浄化槽地域の変更等があったということ。あわせて畔地の浄水場の管理がどのようになっているかというようなことで、この5番、6番は、地域的にも同一地域に置かれているというようなことで調査の方を行いました。

資料につきましては16ページから17、19ページというふうになっております。そしてこの個別浄化槽ですが、特に市町村整備事業、これは特定生活排水事業からこういう形になって変わって出てきておるわけですが、全体で717基を考えておりますと。当初ですと私どもは、21年ごろまでは個別浄化槽整備事業は終了するんだというような説明をいただいておったわけですが、やはり一部区域の変更という中に平成24年まで延びるというような説明でございました。それに対しての質疑の内容はその下に記されてあるとおりでございます。

それと畔地浄水場の管理でございしますが、これは本議会でも条例案の改正の中に企業団の取扱等が載っているわけです。ここにも記されておりますように10月1日には塩沢町との合併で、あわせてその後につきましては市で管理をするというような説明をいただきました。それ以下の点についてもここに記されている説明をいただいております。

質疑についてはここに記されておりますように幹線用水路の維持管理を、これは五城土地改良区が行っておるわけでありまして、それに対する費用が適当であるかというようなことでなされておりました。答弁もここに記されているとおりで、特段高いとは受け止められない、やはり通常であるというような答弁になっております。

その次7番、その他ということとございします。このその他もずいぶんとありまして、これは都市計画課長のほうから奥レク都市公園からの説明に始まりまして、6項目についての説明をいただいたわけですが、これにつきましてはそれぞれ一括説明をいただいた中で、質疑の方も一括でおこなわせていただいたというようなことです。この奥只見レク都市の中の「むかしや」、それから建設課分室長からの市道認定予定路線についての説明、それから農林課長のほうからは有機センターの建設工事状況についての説明。これもそれぞれ資料が添付してございます。22ページから31ページまでがその他の欄の資料添付となっております。

それから企業課長からは水道料金の一部改定についてということと、現在の1立方240円を10月1日からの合併に合わせて230円に改正したいという説明をいただいております。また農林課分室長からは林道農地の災害復旧についての説明をいただいております。

その詳細につきましてはここに記されているとおりでございます。

商工観光課長からは中越大震災の見舞商品券と雇用対策事業について、それぞれ資料に基づいて説明がございました。これらも30ページから31ページに記されております。この商品券につきましてもやはり大型店の方に利用が偏っており、大体比率にして6対4で大型店の方で利用されておるといような説明がございました。質疑につきましてはここに、雪室・「むかしや」の運営方法と利用料金というようなことで質疑がありまして、答弁が記されております。以上でございます。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑をおこないますが、ただいまの委員長報告にありましたように、ぶどう植栽現場のアスファルト混入問題について、委員会後の調査については産業建設委員長に対する質疑が終わった後、担当課長より報告させますので、委員長に対する質疑についてはこれに触れないでいただきたいというふうに思います。

質疑をおこないます。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 ここで農林課長のアスファルト混入問題に関する経過報告を求めます。

農林課長 それでは平成16年度事業で実施いたしました、ぶどう畑の耕土にアスファルト再生基盤材が混入したことについての報告をさせていただきます。8月5日に開催されました産業建設委員会で、ぶどう畑の耕土にアスファルト再生基盤材が混入しているとの指摘を受けまして、8月9日に施工業者三矢砂利株式会社に立会いを求め、県農林振興部、助役、農林課、及び関係者でぶどう畑と土取場の調査を実施いたしました。

調査の結果土取場の搬出路に敷き詰めたアスファルト再生路盤材が混入したことが確認されましたので、施工業者に対し、混入した原因及び混入量についての調査と拾い出しを指示いたしました。なおぶどうの育成に及ぼす影響等につきましては、県に依頼をしまして今、分析を行っていただいているところでございます。

施行業者からは秋の長雨でアスファルト再生路盤材が土に覆われ泥まみれとなり、オペレーターが境目を発見できず、耕土と一緒に積み込んでしまったことが原因だったということで報告がありました。また混入量につきましては、関係者が立会いアスファルト塊の拾い出しを行っていない中央通路15箇所を試掘し、データーを元に混入料の予測調査を割り出した結果全体で約3トン、立米換算で1.4立米、全体質量比0.03パーセント程度が混入したとの報告を受けております。

市としては、県と対応策を協議し補助事業者としてぶどうに対する影響調査の結果にもよりますが、現時点では施行業者に対しアスファルト塊の拾い出しを指示しております。

なお次に検査態勢についてであります。昨年までは施工図等に基づきまして支柱等が設置されているか。資材や苗木の本数、及び耕土の搬入量等を主に検査してまいりましたけれ

ども、本年の雪害等によりだいぶほ場も資材も痛んだというような状況もありましたので、さらに検査を強化するため、本年の検査につきましては新たに設置される建設課建設係からも同行を願い、耕土検査や施設の形状、強度等の検査も行いたいと考えております。以上であります。

議長 以上で調査経過報告を終わります。次に社会厚生委員長・種村俊夫君の報告を求めます。

種村社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告をいたします。調査項目はこの表題のとおりでございます。調査の状況、期日8月2日に出席12名で行いました。最初に塩沢町の授産施設「セルブ こぶし工房」の現地調査を行いまして常務理事の石田勇三氏から説明を受けました。あと河内南魚福社会理事長も同席いたしました。ここは私達厚生委員会の管轄外ではございますが、厚生委員会という立場で見学させていただきました。まだ建てている最中ではございまして建物は工事中で中には入れませんでした。現場事務所をお借りしまして説明を受けました。

主な質疑はここに書かれているとおりであります。この下の方に書いてございますが、作業賃金とかそういうものに関しましては、基本的には作業賃金は出ないのだそうでありまして。しかしながら収益によりましては、2万5,000円位は働いたその見返りとして払えることも可能であるということで説明を受けました。

続きましてごみ焼却プラントのところにあります広域連合の金城の里について現地調査をいたしました。これも私達の管轄外ではございますが、焼却場の関連施設ということで私達が調査に行っておりまして。この調査結果は書いてあるとおりでございますが、最高で700人ちょっとの利用者があったそうでありまして。現在は運営に関しましては黒字なんだそうでありまして、広域連合といたしましてはごみ袋の販売収益金の1割までは、この運営補助金として払うといいますが運営補助金を出すという約束がございまして、今のところはまだそれは使われていないという説明を受けてまいりました。

続きまして介護保険法の改正につきまして説明を受けました。調査結果については書いてあるとおりでございますがまだ詳細が出て指示がないということで、今後の調査やニーズの調査等を行いまして計画を立てていきたいと。来年度が第3期の介護保険の見直しですのでそれにあわせて持っていきたいというようなことがございました。主な質疑は以下のとおりでございます。

続きまして4ページの容器包装リサイクルにつきまして説明を受けました。調査項目は大体そのとおりでございますが、この六日町と大和の分類が違うということで、これは溶融炉にするとときに温度を上げるためにプラスチック類を入れようということで、大和地区と六日町地区での分別方法が違うということだそうでございます。

あと紙おむつの問題がございまして以前は病院や福祉施設からの紙おむつをここに入れたんですが、それが廃プラが非常に多くなった原因となりましたので、それを今度は受入れをしない、産業廃棄物に指定されているということで受入れをしないということでございまして

た。ですがその処理につきましては柏崎・出雲崎のところに運搬したり、またそのところも飽和状態になってきているので、また産業廃棄物ではないという定義もあるということで、今後は病院や福祉施設からの紙おむつも受け入れるようになるという説明を受けました。

続きまして病院事業の運営状況につきましては、調査結果は以上のとおりです。それに関しましてその次に基幹病院の説明も書いてございますが、これは市長からの基幹病院についての説明を書いております。それに関連いたしまして病院事務長の方からも院長副委員長等との話し合いとかそういうことも調査されました。

続きまして中越大震災義援金の状況についても説明を受けましたが、これに関しましては本来であれば地震を受けられた地元の商店街の方々にも、元気を出すために使ってもらいたかったそうなんです、やはり六日町地区では大手スーパーのところにはほとんどの商品券が流れてしまったということだそうです。

あと続きまして最後の地下水に関する条例についての一部改正でございますが、これは資料の一番最後に付いているように説明がありました。魚野川の東部地域、地下水の障害の出ないところをその他区域として基本的に統一するということが出ました。あと大和地区では届出井戸と許可井戸と2つあったわけですが、全て許可制としましてその代わり利便性を図るために毎月受付を行うということの説明がありました。以上です。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議長 長 休憩をします。11時5分に再開します。

(午前10時50分)

議長 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前11時05分)

議長 長 日程第7、第19号報告 専決処分した事件の承認について(新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りいたします。第19号報告 専決処分した事件の承認について（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第19号報告は原案のとおり承認されることに決定をいたしました。

議長 日程第8、第64号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第64号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第64号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、第65号議案 南魚沼地域広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

種村俊夫君 広域連合は今度1市1町であります。そうなってくると広域連合の存在意義というものが非常に薄くなってきて、本来であれば市が持って湯沢町からは業務委託のほうが私は議会とか無駄な経費を使わなくて済むと思います。これはあくまでも今スタートいたしましても今年度中くらいに広域連合を廃止するとかそういった考え方は、広域連合長も兼ねていますので市長はございませんか。

市長 今、種村議員がおっしゃったとおりでありまして、その解散の方向で湯沢町さんと協議を進めております。

若井達男君 1点ほどお伺いします。今ほどの改正案の中に塩沢町大字竹俣を南魚沼市竹俣にするという説明ですが、この後76号議案で字の名称変更についてというのが出てくるわけですが、その辺の経緯は関係ないわけですか。76号議案は今日の日程に入っており

ますが、まだ審議されていないわけですがいかがなものでか。

企画情報課長　ご指摘の件でございますけれども、本日同時提案という形でございまして、こういった形で先行させていただいたというようなことでございますが、よろしく願いいたします。

岡村雅夫君　種村議員の補足の質疑で申しわけありませんが、以前から事務委託というような形になるのかというような希望は聞いていたのですが、そういった前提でお話を進めてきたと思うわけです。何が問題でこの時点に間に合わせられなかったのか。その辺をひとつ私はお聞きしたいのです。こういった割り振りから負担割、かなり検討しているようでありますけれども。その辺がこちらの一方的な解散、事務委託にするということに何らかの抵抗があるのではないかなというふうに私は考えるのですが、その辺をお聞きいたします。

市長　抵抗があるとかないとかという問題ではなくて、塩沢さんとこういう形になるということがはっきりした時点で、湯沢町さんの方に、私が町長、議長の方に申し入れをいたしました。やはり湯沢さんもある程度のことは予測はしていたんでしょうけれども、改めてやはり議会側の調整、それから内容ですね、それらもきちんとお互いが調整したうえでなければ、簡単にいいですよ、というわけにはまいりません。ということで議会の調整もあったでしょうし、事務内容の調整もあったということで、今のこの塩沢町さんを編入合併する10月1日には間に合わなかった。全く抵抗があったということではございませんし、私どもが一方的に申し上げたということでもございません。要は調整的な内容が多岐にわたって、とてもここには間に合わなかったということでご理解いただきたいと思います。

議長　ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長　討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長　採決いたします。第65号議案　南魚沼地域広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第65号議案は原案のとおり可決されました。

議長　日程第10、第66号議案　魚沼地域広域水道企業団の解散についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業課長　(提案理由の説明を行う。)

議長　質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第66号議案 魚沼地域広域水道企業団の解散については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第66号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第67号議案 魚沼地域広域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第67号議案 魚沼地域広域水道企業団の解散に伴う財産処分については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第67号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第68号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第68号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 68 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 13、第 69 号議案 魚沼地域胃集団検診協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更について。日程第 14、第 70 号議案 南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の変更について。日程第 15、第 71 号議案 魚沼地区障害福祉組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地区障害福祉組合規約の変更について。日程第 16、第 72 号議案 魚沼地域視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域視聴覚教育協議会規約の変更について。以上 4 件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

保健課長 (提案理由の説明を行う。)

福祉課長 (提案理由の説明を行う。)

学校教育課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議 長 第 69 号議案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決を行います。第 69 号議案 魚沼地域胃集団検診協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 69 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第 70 号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決をいたします。第 70 号議案 南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 70 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第 71 号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決を行います。第 71 号議案 魚沼地区障害福祉組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地区障害福祉組合規約の変更については原案のとおり決定するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第71号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第72号議案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決を行います。第72号議案 魚沼地域視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域視聴覚教育協議会規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第72号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第73号議案 南魚沼地域土地開発公社の設立団体の変更及び同公社定款の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 先ほどの広域連合は、解散の方向で事務委託というような形をとるという話ですが、土地開発公社というものが私はちょっと正確にはわからなくて申しわけないんですけども、1市1町で構成しているということです。一応協議の中では今後も残しておくというような報告を聞いているところでありますけれども、もしこれを解散するというようなことになると単市、単町で司ることができるのかどうか。なぜそういうことを申しますかという、開発公社という形で土地等を取得して、なかなかそれが直接行政とマッチしたかたちで進まないような物件がかなりあるかというよう気が私はしています。それをより円滑にするためには、直属でやった方が私は処分するなりあるいは開発するなりというときには、やり易いのではないかなという感じがするのですが。機構上そういうわけにはいかないのかどうかお聞きいたします。

財政課長 土地開発公社の解散の件でございますが、今その方向で湯沢町と検討中ではありますが、今までの経過の中での湯沢町の言い方といいますか・・・(「湯沢町でしょう」の声あり)失礼しました、湯沢町です。湯沢町は清津川ダムの代替のいろいろな整備事業がこれから始まるというような中で、どうしても公社を利用しなければならないというような部分があるというようなことを言っておりました。

それから県の方といろいろ協議をしましたら一旦解散をして、それぞれ毎に公社を持てばもてるわけなんです、解散をした直後にまたそういうような土地開発公社を各々持てるかということになりますと、県のほうでは広域行政を進めているというような立場からそういうことはやっぱり解散の理由にならないというようなことを言われているというようなこともあります。将来とも湯沢町が土地開発公社を利用しないでもやっていけるという判断に立てば、この公社は解散できますが、若干そういうような意味合いもありまして、連合との同

一的ななんといえますか性格上の問題がありまして、廃止というようなことには至っておりません。基本的に私どもとしては解散の方向で協議を進めているところでございます。

それからそれぞれ公社で保有している土地でございますが、今の組織上の形態ではそれぞれ構成団体に事務所を設けまして、事務所の責任でそれぞれの土地取得ならびに処分の業務をやっておりますので、それを解散したあるいは解散しないというようなことの中での土地の取り扱いについての変更はないというふうに私は理解しております。以上でございます。

岡村雅夫君　私はこの公社自体の弊害というものが、今かなり多いのではないかなと考えています。どんどん物価等が上昇する段階では先行取得という形で非常に効果があった時点もあったと思うんです。しかし今はそうではなくて土地がどんどん下がっていく中で、こういった計画がまだ机上に乗らないうちに土地を何らかの都合で取得していくという姿勢を改めていかないと、私は金利負担とか　要するにそれを利用する段階で、かなり事務経費、金利負担等がかかってくると思うんです。払い下げる段階で。

非常に今後の財政運営に関しては大きな問題ではないかなと。そして先般も処分しなければならぬ、処分するというような言い方をしているわけでありますので、そういうことになりますと簿価を割ってもというような話が出てくるわけですね。非常に財政効率が悪いひとつの例ではないかなと私はとらえております。

今後はやっぱりこういった土地を取得していれば何でもできるというような時代ではないというふうに私はとらえているんですが、その辺を市長はどういった見解を持って今後臨もうとしているのか。お聞きしておきたいと思います。

市　　長　　過去にはやはり今おっしゃったような部分があったということでありまして、負の遺産をずっと引きずってきている、そういう部分も確かにあります。今現在は六日町の方で申し上げますと17号バイパス、あるいは八箇峠道路等で若干公社の基金で先行投資といえますか。これはまあ国債でありますのでそれを先行取得をして、国から返還してもらっているということは今年度までですか、来年度まで続いていますか。

一般的にその自治体の政策の中で、例えば土地を取得しなければならないということについては、これから公社を利用することはほとんどなくなるだろうというふうに私は思っております。ただ今、財政課長が触れましたように湯沢さんなんかはたいへん大きな問題があるわけでありますので、市の一般会計の中で全部やれるかといえますと、これもまた非常に厳しい部分もあるかもわかりません。

今、南魚沼市でそういうことが想定されるかといえますと、今のところはあまり想定しておりませんが、それはわかりません。わかりませんが、岡村さんが懸念されるような全く寄って立つところが違うのだから議会の皆さん方につまびらかに説明もしないで土地ばかり買ってしまったとか、そういうことだけはこれから厳に謹んで行くつもりですし、今までも議会に相談なしでやったということはないと思っています。全て全員協議会ですとかそういう部分でいろいろお話申し上げて、取得をしてきたということだと思っております、私はですね。これからもそういうことを守りながら透明性を確保していきたいというふうに

思っておりますのでよろしくお願いいたします。

公社については今すぐ要らないという結論には私は達しておりません。

岡村雅夫君 市長の姿勢は若干伺いました。それで市長はそうだという、要するに土地取得の件に関して買ってあげばということではない、という言い方をされましたけれども。現になかなか計画ができない、要するに目的を持って買った土地というものがかなりあるわけです、それについての責任は私の代ではないということでは片付けられないわけであり、これをどうするかということは、早急にきちんと計画を示さないと。ただ簿価を割っても売ればよいという問題ばかりではないというふうに私は思います。

どんどん金利は上がっていく要するに嵩んでいくわけでありますので、これはやはり手を付けないで置いていいというものでもないし、本当にそれこそ議会ばかりでなくこのブレーン、頭脳でしっかりと今後の行く末を想定した施策をしていかないと、大変利用するにもできない、今、よその土地を買えばもっと安いとかというような、そういった事態も生まれるような気も私はします、その点今後ぜひきちんとした検討を加えていくべきだと思います。所見を伺って終わります。

市長 そのとおりでありまして、今までの件につきまして私が責任がないとかなんてことは一切申し上げたことはありませんし、継続をしているわけでありますので、しかるべき責任は当然ある。ただその当時想定をしたことと、今の現実が違っておりまして、土地利用検討委員会等も含めて、簿価割れしてでも売却をしたほうが良いという土地と、今後の計画がある部分に分けてございます。今後の計画がある部分については、これから策定作業に入りますが、18年度以降の総合計画の策定の中で、きちんとした位置づけをしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第73号議案 南魚沼地域土地開発公社の設立団体の変更及び同公社定款の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって73号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第74号議案 平成17年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

この歳出の中で1点、皆様方にお詫びを申し上げなければなりませんので、私が今こうして立っているわけであります。実は平成16年度中に「トップブランド新潟米」推進事業に取り組みました。これはJAのカントリーエレベーターのサイロに冷却装置取り付けに対する補助金でありまして、県からのトンネル補助ということであります。六日町カントリー分1,557万円。大和カントリー分1,575万円。この57万と75万という非常に似かよった数字であります。でしたが六日町分につきましては合併前に入金となったため、合併後の予算の中で、大和分の入金と六日町分の支出がなされました。大和のほうは合併後に県から金が入りました。六日町はその前に入っておりましたので合併後にJAに支出をしたということであります。

それで事業が完了したと勘違いがありまして、JAから当時請求もありませんでした。これらが重なって、大和分の支払いが未執行で16年は決算をされてしまったわけであります。大和分の1,575万円が未執行で決算をされました。したがってこの対策として今の17年度の補正予算に計上して支出せざるを得なくなったところであります。

両カントリーが先ほど申し上げましたように同じような似かよった金額であったこと。それからトンネル補助であったこと。合併の前後で入金があったこと。それぞれで間違いが起きたところであります。トンネル補助のため市には実損はありませんでしたが、これは予算管理上の面からまことに不適切でありまして、職員の怠慢のなにもものでもありません。今後はこのようなことのないように、職員の資質向上に努めてまいります。一応事前に議会の皆様方に経過とお詫びを申し上げまして提案説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長 説明の途中ですが休憩をします。午後1時再開します。

(午前11時48分)

議長 休憩を閉じて、会議を再開します。

(午後1時00分)

休憩前に引き続き、第74号議案 平成17年度南魚沼市一般会計補正予算についての説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 16ページでお願いいたしますが、基金の繰入金であります。交付税が予定よりも多く入ってくるということで、繰り入れが半分で済むということ。たいへん私も喜んでいるわけですが、ただ借入金に対してこういう基金、その割合が随分低いような気が私はずっと前からしているわけであります。これは、議員になったときからそういうふう感じているわけですが。

度々例に挙げますけれども、一人当たりの借入金から基金を差し引いた、一人当たりの割り返した分ですけれども、当時の百十幾つかの市町村のうち、朝日村に次いでワースト2でありました。そういう中でこれから塩沢と合併していくわけですが、塩沢のそういう財務状況、ま

たこういう新市の財務状況、そういう中で借入金に対しての適正な基金の割合といえますか、私はこれはずいぶん聞きたいと思っています。

企業にしてみれば、借入金から貯金を引いた、実質有市債。これが他の企業との競争力をはかる一番大きな指標になるわけですし、ほかの自治体とのいろんなサービスであるとか、成長性であるとか、投資であるとか。そういうことを測る意味で私は知っておくべきだと思っていますのでひとつ答えてください。

同じページの諸収入の項であります。雇用対策事業8,000万円近くこれが該当しているわけですが、この職種あるいは募集をする人数。それからいつごろから歳出するのか、その辺も含めて教えてください。またその罹災者の資格はどのへんまで該当するのであるか。それもひとつ教えてください。

あと20ページになりますが、上の方です。電算対策事業費です。システム統合業務委託料が1,400万円、これを削った中で図書管理システムにあてると。こういうふうに私も見ているわけですが、こうした1,400万円削った中で、統合事業というのが支障なく行われるのかどうか。これを聞かせてください。以上です。

財政課長 基金の残高につきましては、質問者のおっしゃるとおりでございますが、本当に少なくて困っているところですが、これが本当に積み重ねれば一番いいんですけれども、なかなか積みたいと思っても積めないという状況をご理解いただきたいと思います。

基金の保有高の目安というのがあります。基金残高比率ですか、そういうような言葉で標準財政規模の確か7パーセントくらいを目安というようなことで言われております。標準財政規模が、現在、両町を合わせまして110億円くらいですので・・・110億円くらいの標準財政規模でその7パーセントくらいが目安ということになりますが、現在では今、市で持っている財調というのは、先ほど言いましたようにこの補正予算で約2億6,000万円。2億5,000万円の取り崩しがありますので、2億6,000万円くらいが残高ということになります。以上。

商工観光課長 雇用対策の関係でございます。緊急雇用のことございまして、平成12年から昨年までありました、国の緊急雇用とほぼ同じ内容でございます。この原資につきましては、県のほうで3,000億円を基金で運用するわけですが、その中のひとつの事業のものであります。若干概要を申し上げますと、人件比率が概ね8割以上であること。それから新規の雇用が5分の4以上であること。それから罹災証明を有する失業者という部分が入っております。

それから雇用につきましては一年以内、これが入っております。それから市町村がやる建設だとか土木、これらに類するものは該当になりません。基本的には委託が主でございます。市のほうで採用できるのは、条件として、学校の関係、幼稚園、保育所の関係、これらのものだけが市が直接雇用できるという内容であります。

それで今回の件でございますが、職種といわれても多種多様でございますけれども、今のところ全部で4課で15件ほど一応交付申請をいたしまして、全部採択をされて交付決定が来ております。その中で、緊急を要するものがございましたので、予備費対応で3件ほど既にやらせていただいております。今は残った部分を計上いたしました。それで雇用の関係でございますが、計

画書では、全体で75人の雇用がございますが、内新規雇用が71名という内容でございます。もしまた再質問がありましたらお願いしたいと思います。以上です。

企画情報課長 電算システムの件でご答弁申し上げます。委託料と備品購入費の組替えですので、総額的には変わってございません。ご指摘のありましたように、当初予算でそれぞれ委託料、そういったものを見ていたわけでございますけれども、確定事業費が今回決まったというようなことなかで、それを差をそうさせていただいたということの中でございます。この図書管理システムを導入するということについての影響は、この中で十分対応できるということをお願いします。

種村充夫君 36ページについて聞き漏らしがあったかもしれませんのでお聞きします。教育改革推進事業費、非常勤講師謝礼。それとその下の心身障害児童生徒の指導事業の介助員の賃金の関係です。合わせて約1,900万円の金が減額なんですけれども、年度途中で削るということは、当初から要らないものをあげたのか。さもなくばどのような形で今これが要らなくなるのか。まだこれから、介護や講師を頼むのであればなんでもできると思うのですけれども、今ここで削らなければならない理由は何でしょうか。

学校教育課長 36ページの減額の件ですけれども、今ほどお話がありました緊急雇用創出事業のほうに振り替えたという内容であります。30ページの方に代わりの分が出ておりますので、そのようにお願いしたいと思います。

若井 達男君 3点ほどお伺いいたします。まず1点が16ページ。雑収入の説明をいただきましたが、市政協力金ということでGISシステムの土地改良区、これ五城からというようなお話だったわけです。ということはGISシステムの構築に入るといふふうに解釈すればよろしいわけでしょうか。歳出の部門では出てきてはおりませんが、そういう段階でこの協力金をいただいているということでもよろしいわけでしょうか。

そうしたときに塩沢町の編入は別としましても、塩沢町もほぼ国土調査は終了しておると。そして大和も終了している中で、八色郷土地改良区というものも存在しているわけですが、そのへんの関係、また協力金についての関係はどのようになるのか。その点についてまず1点お伺いします。

それから、32ページ、山岳遭難対策事業費の登山道整備委託料が減額になっておりますが、実際のところ今現在の山岳登山道の整備はどういった形になっているか、その点をお聞かせください。

もう1点ですが、34ページ、土木費の中の道路新設改良事業費ということで、流雪溝整備費ということが1,500万円ほど、寺浦沢川ということで説明がいただいたわけですが、この点のもう少し詳しい説明をいただきたいと思いますがお願いします。

企画情報課長 16ページのGISシステムの利用料金の協力金の件でございます。この件につきまして、市の方で地図情報をこれから作成するというのではなくて、五城土地改良区の方が、市が持っている地図情報を提供していただきたいと、こういうことになりました。

その中で五城土地改良区独自でこういったシステムを構築すると、相当の莫大な金額がかかるというようなことで、市が保有しているこのシステムを譲っていただけないかということでございます。

それで先ほど財政課長が言いましたように、個人のプライバシーとかがありますので、セキュリティの関係をふまえて、そういった除いたものを提供しようということ。構築費が航空写真等を飛ばせば約2,000万円程度いろいろかかるわけでございます。そういったことをふまえて、それらを市の方としては若干そういった全て負担させるということではないようにしていきたいというようなことの中で、応分の負担をしていただきたいということ。

そういうことでそのシステムについて200万円。それから、今後随時見直しをする年度間のあれはあるわけでございますので、そういった経費はそのまま持っていただくということで54万円。ということでこの金額が254万円というふうになっていますのでお願いいたします。

商工観光課長 登山道の関係でございます。これも先ほど緊急雇用の方で、一応予備費の対応のなかでやらせていただいているところに、登山道の整備、主には越後三山のルート。今までもこうやりたかったのですが結構お金がかかりまして、なかなか全部がしきれないでおったわけです。こちらのほうで460万円ほどを一応予備費で予算化をしておりますので、それを充当するということになりますと、この委託のほうで組んでおりました八海山救助隊のだぶる部分をこちらで減額をさせてもらったという内容でございます。

建設課長 34ページの流雪溝整備工事費の件でございます。設置をしている予定箇所につきましては、市民会館の入り口の反対側。市道の旭町上町線ですけども、西山線に接続をしたところから約100メートルくらい設置をしたいということで考えております。

この場所につきましては、河川水を揚げて消雪パイプを設置をしてありますけれども、非常に効率が悪いと。子供さんたちが通学の時に冬季間濡れて困るというようなことも来ていますので、流雪溝を設置して除雪の効率化を図りたいということでございます。

あわせて先ほど説明がありましたけれども、この周辺につきましては時間雨量で、20から30くらいの雨量が20分から30分位降りますと、すぐ水が上がるという場所でございます。寺浦都市下水道をショートカットをして、その周辺の浸水をできるだけ軽減をしたいということで設置を予定しているということでございます。

若井 達男君 再質問になろうかと思いますが、このGISシステム、2,000万円ほどかかるということは、市の方としてはそういう体制でこのGIS構築に入るというふうに理解しておけばよろしいわけでしょうか。土地改良区の方でやる中の負担金を、ということで理解しておけばよろしいわけですか。はい了解しました。

あとそれと今ほどのこの寺浦沢ですか。この辺一帯は確かに瞬間的な雨が30分も降ればいつも溢水状況ということになっておるわけです。この流雪溝の設置でかなりこの溢水関係、そういったものは緩和されるわけですか。それともまだまだやはり基本となる十二沢川改修

が進まない、基本的には解決しないというふうにこれも考えておけばよろしいわけですか。その辺はいかがでしょうか。

建設課長　　今までの対策といたしまして、文化会館の敷地の排水が時間差で流れるようにするとか、いろいろこう対策はとってきました。あの場所につきましては、今までの出水の状況等をみておりますと、宅地化が進行したという背景がありまして、当初の降り出しのときにすぐにあがるということが主な原因になっています。その時点、最初に出た時の対応ができれば、ある程度の軽減はできていると思っています。

ただ一般的に言われていますけれども、いわゆる都市、市街地につきましては、時間雨量50ミリメートル程度降るとどこの都市でもそうですけれども、あまり対応がなかなかできにくいという現状がございます。ショートカットを入れても、今までよりは当然良くなると思いますが、ある程度の量以上降れば、浸水といいますか水があがるということは避けられないということだと思います。

ただあの場所につきましては、今十二沢川の所で改修工事をやっていますが、あそこの改修工事が進んできて、今の堰を予定している場所につきましては、非常にこうカーブをして、縦断勾配がちょっとこう緩いといいますか。そういう状況ですので、十二沢川の改修が終わっても、その場所がすぐに解消するということではないと思いますので、ここでこの工事をさせていただいて、軽減を図りたいということでございます。

岩野 松君　　28ページの公害対策事業のアスベスト対策調査というのは、市内にある公共施設を調べたいということでした。もう少し詳しく学校とかそれから庁舎がどうか、そういうのももし分かたらお聞かせいただければという思いです。

それと34ページの道路改良事業の流雪溝の・・・あっ違いました。その前にすいません戻ります。

24ページの社会福祉協議会推進事業。40万円がカットになっていますが、その次のページに、高齢者住宅除雪事業40万円が上がっているんですけど、この相関関係があるのかどうかお聞かせください。

そして先ほどの34ページの寺浦のものは、地元の間人としては事業費を盛ってもらってありがたいと思っています。それで本当になるのかどうか、ちょっと今のところまだはっきり、私、今の説明では分かりにくかったんですが、また後でお聞きしたいと思います。その、ショートカット方式というのがどういうことかまずお聞かせください。

環境課長補佐　　アスベスト対策の関係でございます。どこの学校が、どこの保育所がということじゃないのですが、お盆過ぎ頃から全公共施設の調査に入りまして、対象となった施設が大体170施設程度あります。そのうち総務課を中心として第一次調査を行った結果、50件程度を少し抽出して調査をする必要があるんじゃないかな、という調査結果が出ました。その結果を基にしまして環境課で書類審査でございますけれども、これは要らない、これは危ないなというのでちょっと調べまして、その結果、件数では39件、箇所数では29箇所になりますけれども、調査該当数があがってまいりました。

それを基にしまして8月の24日から25日2日間にかけて、基礎調査というか下調べを行いました結果、詳細な検査、少し専門的な知識を持っている方から再検査をしていただかなければならないと思われるものが、6から8件程度あがってきております。

今後保健所等と相談しまして、詳細な検査をしていきたいというふうに思います。この検査の中には、市役所の調査、保育所、学校、その他が含まれた中でのものございまして、今現在まだ詳細な検体を採ってという段階までいっておりませんが、現状そういう状況でございます。

建設課長 はい、寺浦都市下水道沿いに予定している流雪溝整備の関係でございます。あそこはご覧いただいて分かると思うんですが、西山線に接続をしたところから伊勢町側の方に向けて、寺浦都市下水路がすごく蛇行してるんですね。それで縦断勾配が緩くなっているということで、そのカーブをしている部分を、市道の旭町上町線沿いに流雪溝を伏せて、寺浦都市下水道の水を通したい。そういう理由のショートカットです。

福祉課長 24ページの要援護世帯の除雪の関係でご説明申し上げます。ここにつきましては、平成16年度までは県の社協の補助金があったというふうなことで、市の社会福祉協議会 当時町でございましたが、社会福祉協議会の方で事業主体となって対応していただいたということでございます。対象になるのは、母子世帯だとか障害者の関係がこちらの対象になっておりました。17年度につきましては、そういった補助金がなくなりましたので、市の方で一括事業主体となって同じ基準でやりたいというふうなことで、先ほど話しが出ました26ページの方に、高齢者住宅の除雪援助委託料がありますが、40万円をこちらのほうへ組み替えさせていただいたというふうなことです。今まで補助金で出していたものを、委託料として社会福祉協議会の方へ出して、除雪を対応したいということで、事業主体が変わることによって予算の組み替えをさせていただいたとことでございます。以上でございます。

岩野 松君 はい。28ページのアスベストのことでもう1回お聞きします。じゃあどれがどうってことではなくて、大体調べているってということなんですが。六小でかつてアスベスト問題がいろいろありました。その時に造ったときの仕様書があるかないかというのが随分問題になったことがあるんですけども。そういう仕様書には確か何を使ったというのがみんな書いてあったんですけども、今調査しているのは、そういうのに基づいた調査というものの保管とかはあるんですか。どうでしょうか。

環境課長補佐 すみません。調査の方法ですけども、古いものは仕様書がない場所もあります。昭和40年代というものもありました。最近のものは仕様書もあります。それでまず目視によって、これはどういう性質のものかというのを見て、危ないものというのがいわゆる吹き付けのものですから、もやもやとしたもの、綿みたいなもの。ここが当座緊急の対策が必要だということで、そういうものを抽出し仕様書等を見て、製品名を確認して、建築年数からいつ昭和55年前後までというふうに言われてますが、危ないなというようなのを判断してまいります。仕様書が残っているの、残っていないものというのは確かにあり

ますけれども、多くは大体残っておりましてので、そういう中で一次的な確認はしてあります。

笠原幹夫君 1つは32ページですか。農業振興の関係で、強い農業づくり推進事業補助金というのがあるのですが。農業予算はなかなかいろいろな名前で毎回毎回変わった形で出てくるので、内容が全くわからないんですが。これはどういう事業で補助金が出ているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから今ほどのアスベストの関係です。そうするとあれですか、庁舎内の担当課でまず第一次というか調べていって、そしてある程度絞り込んで、それを委託するという事なんですか。前の話をすると笑われるかも知れませんが、アスベストに関する会社というのは、解体の関係でいうとほとんど新潟県でもなかったという関係もあって、ただここはアスベストを使っているのかどうかという調査ぐらいはする会社は、いくらでもあるのかもわかりませんが。そういう調査で仮にあるとして、撤去の方法、そこまで踏み込むのか。ただあるかないかだけ見てもらうのか。その辺もひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから42ページの市長が冒頭陳謝しました、トップブランドの関係ですけれども、話はわかったんですが、なぜそういうことが起きてしまったのか。私どもが考えてみると、これだけ払わないでおけばどこかへ金が余っているわけなのだからすぐわかるみたいな。まあ100円や200円の金なら、あこらの間へ挟まったということもありますけども。1,500万円からになるわけですからね。ちょっとこうどういうことなのかなというのが、市長の説明どおり聞いてればそのとおりだと思いきれども、実際はどういうことだったのか。

起案をしなかったとかね。全く気が付かないで全く起案をしなかったとか、起案していたんだけど次の人がそれをまあ見逃していたとか。いろいろあると思いますが、今後こういうことがあってはならないと思いますので、もう1回ひとつちょっと詳しく聞かせてほしいと思います。以上です。

市長 最後段の農業関係のことです。いろいろまあ後でまた詳しい面は課長の方から説明を申し上げますけれども。先ほどちょっと触れましたように金額が、1,575万円と57万円とその2回打ったようなこと。六日町はまあ合併前に入ったものを合併後にJAさんに支出したわけですが、年度中を経ても、JAさんから大和分についての請求もなかったということなんです。ですので向こう側も、まあひとつ同じような金額が入ったのでこれでいいのだろう、というような部分もあったのかもわかりません。

そういうことが1つ。結局その合併のごたごたもあったと思います。さっきここにも触れておりましたように、大和町分については合併後に入ってきたものですから、ちょっと分からなかったというか、うっかりした。

そういうことで収入役のほうからも再三にわたって、合併前後のごたごたがあったわけだから、会計閉鎖について特に気をつけてとにかくきちんと上げるという話を、課長会議のたびにやってたわけですが、結果としてこういうことになったということでもあります。起案をしていたのを見なかったとか、それを忘れていたとかなんてことでなくて、全く起案

すらしなかったということであったようであります。

これは先ほど触れましたが、ちょっとこう怠慢であったということですから、何れにいたしましても、私のなんていいますかねその管理責任は当然あるわけでありまして、今後そういうことのないように、課長会議の際にもきちんと職員についての訓辞もしたわけでありまして、全くまあうっかりミスということ以外に言いようのない部分だと思っています。詳細については課長からちょっとまた少し詳しく説明させますのでよろしくお願いいたします。

農林課長　それでは前段の32ページの件でございます。強い農業づくり推進事業補助金、これは今年の4月から国の方が公金事業というように切り替わりまして、名前が変わったわけでございます。これは従前行われていました認定農業者、また組織の法人化というようなものを推進するための事業で、従前は農業経営基盤強化の推進事業というようなことで行われていたわけですが、それが名前が変わったということでございます。

それから、今、笠原議員ご指摘の件でございますが。市長が申し上げましたとおり、誠に私どもの農林課の単純ミスというようなことで深くお詫び申し上げます。理由といたしましてはいろいろありまして、市長の方から申し上げたとおりでございますが、私どもの方でも3月の段階では県からの調定を1,750万円でしょうか、起こしまして支払い計画等にも上げてたそうですが、それがまあ4月に入って請求書が未定だったことや、ほかに農林課の方がかなりの伝票類切るわけでございますけれども、その際に請求書が来なかったというようなことで、延ばし、延ばししていたものが忘れて会計閉鎖期を過ぎてしまったということになります。

気がついたのが8月10日頃に決算書等のチェックを行ってしまっていて、補助金がえらく余っているなというようなことで、私の方で調査を担当にさせました。その段階で初めて同じような金額のものを支払いしなかったということが判明し、農協さんともまた県とも協議させていただきまして、県のほうからは速やかに払ってくださいと、農協さんの方に払ってくださいという指導を受けています。また農協さんの方につきましては、近々に補正後請求書等をもって支払いをさせていただきたいと思っております。単純ミスというのが幾つか重なって、こういう事態発生しました。大変申しわけございませんでした。

環境課長補佐　アスベストの関係についてでございます。3点ほど質問がありましたけれども、最初の調べ方について、選別とその後の対応については、議員おっしゃられたとおりであります。職員が調べてそれを更に抽出にかけて、それで分からないものを専門機関に持ち込むということになります。

2番目に、あるのかないのかだけ調べるのか。それとも内容を深く調査するのかという点でございます。現実的に今の状況を申し上げますと、あるのかないのかの調査が今までですと、通常1週間とか2週間で検査が終わっていたというのが、この騒ぎで1ヶ月、2ヶ月のペースになってしまっていて、非常に混んでいるという状況があります。その中身を更に調査をしますと、4ヶ月、5ヶ月程度のスケジュールになっているということだそうでございます。

経費については、あるのかないのかレベルですと、3万円から6万円程度だということですし。更に詳しい調査ということになりますと、1検体あたり10万円前後というようなことを聞いております。

それで私どもの考え方でございますけれども、今基準になっているのが、アスベストの含有量が検査の結果1パーセントを超えるか超えないかというようなところが、今の基準になっておるといことだそうです。先ほど長岡で研修があった時にも、非常に会場にいっぱい関係者が集まっていたんですが、その1パーセンというのはどういう意味なんだというようなことで議論になっておりました。

入っているか、入っていないかじゃなくて、水質検査でもあるんですが、1パーセント未満、何パーセント未満、零点何PPM以下というような数値があるんです。それと同じようなことで、ほとんど含まれていないという部分が言われるんでないかな、そういう表現、考え方でいいんでないかなということでした。

あるのかないのかでまず最初調べてみていく方法でいいのかなと。その後撤去するか、固めるか、塞いでしまうかという方法を選択していけばいいのかなということになります。

その対処法をどうするかという部分については、今現在、飛散をするか飛ばないかという部分でまず当ててくれということで、県あるいは保健所からきておりますので、そういう対応をさせていただいております。

岡村雅夫君 26ページの老人福祉センターの改修事業費についてです。これも大変年数の経った建物でありまして、今回ようやく改修をしていただけたということになります。それで私はこの3,360万円という改修費用の内容を、若干教えていただきたいわけですが、今ほどの前段のアスベストとの関係がどうであるかどうかひとつお聞きしたいんです。この改修は屋根改修だけありますけれども、そういう可能性があるのかないのか。あるとするならば、これはかなり事業的には多額になるなというふうに考えるんですが、その辺ひとつお聞きしておきたいと思います。

アスベストについては、今ほどのことと関連しますので、それを聞いてからということにします。

それから32ページですが、越後三山森林公園炊事棟改修工事。この白アリについてであります。大体あいつた野外の建物については、当然この白アリ対策等が考えられているわけありますけれども、何らかの管理、要するに雨漏りがあったとか、あるいは想定以上の風雨が合ったとかということで、恒常的にこの水分等が補給されていたがために、白アリ被害になったというようなことなのか。もうこれはどいいう方法であれ、こういった形でやらなければならないなくなったということなのか。こういった工事をされるのかひとつお聞きいたします。

それから34ページの住宅改修工事費ということで、今回400万円あがっております。市営住宅であります。ちょっと参考までに聞いておきたいんですが、塩沢町ではこういった小規模な事業について、小規模工事希望者契約希望登録制度という、こういった制度をもつ

て、入札参加をしていない方々を、希望者を登録してこういった事業を供給しようと。要するに、契約をして仕事をしてもらおうという制度があるわけであります。

ちょうどまたこの端境といえますか、節目、切り替えの時期でありますので、今後、塩沢町のそういった制度というものがこの南魚沼市では、こういったふうに生かされていくのかというあたりが、もし検討されているのであったらお聞きしたいと思います。そういった事業を継続とするならば、こういった事業がこの程度の規模の仕事が一番一般の中小業者と申しますか、該当できる仕事かなというふうに考えますが、お聞きいたします。

それから42ページ。繰り返しになりますけれども、この1,575万円の件についてです。今、課長のミス、要するに課のミスというような話をされました。課が現金を扱ってるのかどうか。そこがちょっと私はわからなくてなんです。現金を扱っているのは多分出納室なり何なりだと思んですが、こういったお金が入ってきたということは多分わかって受け取ってると思いますよね。それがどういうふうに動くかということは、もし分からなかったら課に聞けばいいわけであります。逆に考えますと課の責任ばかりじゃないな、というような感じがするのですが。実際の現金の管理というのはどうされているのか、ひとつお聞きしたいんです。以上です。

福祉課長　それでは26ページの老人福祉センターの関係について、ご説明をさせていただきます。こちらにつきましては53年に建てたということで、屋根が大分老朽化しております、この改修が前々から要望されておったんですが、なかなか対応できなかったということで、今回お願いしたいというふうなことが1点あります。

それからもう一つ井戸が昨年の地震以降、水が出なくなりました。その後につきましては機械で除雪したというふうなことで、この掘り替えもこの中でやらせていただきたい。

もう一つは、それに伴って駐車場の方の配管も痛んでおりますし、舗装もだいぶ不陸が出ておるということで、そういったことも含めて3,360万円というふうなことで今予定しております。

実際には、そっちの上の方に書いてありますように、調査だとか設計関係の委託費用もいただくようになっておりますので、こちらの方でもう1回調査等をしながら、最終的な候補を決めていきたいなというふうに思っております。

それからアスベストの関係です。この福祉センターの関係については、今まで社協が管理していたというようなことで、私共の方では直接調査をしておりませんでした。早急に調査をしたり、またこの調査委託の中でも確認しながら対応していきたいなと思っております。以上です。

収入役　一番最後の後段の話であります。議員のおっしゃるとおり、いわゆる収入が入って来る見込み、あるいは予定になった場合は、担当課の方で収入に対する調定というのを起こします。それで収入がある、入る見込みが立つわけであります。その管理というのは、担当課あるいは財政あるいは会計の方で、ある程度見る内容になっております。

しかし調定というのは予定でありますので、やはり調定が変更とかそういう形になる状況

もあります。また特に今回は合併の関係で、いわゆる旧町の段階で調定を起こしたものを、合併になってまたさらに調定を起こす。あるいは旧町で調定を起こしたものを整理するという作業が入ります。そんなことの中で担当課ということだけではありませんが、やはりそういう情報を提供してもらわないと、管理がなかなかほかの課ではできないという部分があります。

ですので先ほど市長が申し上げましたが、最後の調定等のもう1回の見直しだとか、そういう部分については、やはり最終的には担当課の方で確認をしていただくと。もし調定が違っていれば、その時点で変更するという作業をそこへ入れてもらわなければならない。ということでもありますので、まあまあ責任がないとか担当課だけということではありませんが、やはりそういう連携がよくとれていなかったというふうに感じております。

商工観光課長 炊事棟の件でございます。今までの経緯というのは、私もあそこを管理した者でございませんのでちょっと承知できない部分があるんですが。今この件の原因としては、シロアリが柱を喰ってしまったというような状況であります。それを直すには、喰われた部分ですので今のところ1メートル50から2メートルぐらいを、鉄骨の柱で作りまして、使えるところを上の方に繋ぐというような形で作り直しをしたい、というような工法を今のところ考えております。そんな状況でございます。以上です。

財政課長 市営住宅の工事に絡みまして、小規模工事の場合の参加資格といたしますか、登録制の件でございます。これは確か私、大和町の時代に岡村議員さんからそういう指摘をいただきまして、大和町ではそういう制度も作って対応させてもらったんですが。

現在、市ではそういうきちんとした制度は作ってありませんが、そういう登録がなくても30万円以下の工事は、全てできるようなシステムを作っております。そういう中でまたこの件につきましては運用させていただきます。

また、塩沢が入ってきます。塩沢はそういう制度を作っているというようなお話でございますが、市としてはそういうような制度を作らなくても、何らかの運用で実施が可能ですので、そういう中でひとつ検討してまいりたい。こう思っております。

岡村雅夫君 福祉センターのアスベストの件については、ひとつしっかりと調査していただきたいなと思います。一言言わせていただければ、結局社協の持ち物だったといわれても、一切委託費を出しているのは社協運営であります。そうした中で先ほどの環境係の話ですが、それから漏れているということは、ちょっとまだまだ調査が足りないなと。いうふうに私は感じましたので所見を伺っておきます。

それから、シロアリの件についてです。どういった防霉、防虫処理をしようとしているのかというあたりが問題かなというふうに、新しくできた時に私見ているんですけども。やっぱり見場がいいようにわりと塗装というか、どういったその防御処理をされておったのかというあたりが。まだこれから被害が延びる可能性がありますので、その辺ひとつ検討した方がいいのではないかとこのように思います。

次に34ページ。この小規模契約登録制度というのは必要ないと。今、30万円以下のも

のは見積入札等でやれるんだと。こういうことですがこの制度は、県下、あるいは全国でもかなりありますので、もう少し勉強されたほうが、もう少しスムーズな答弁ができると思います。大和でこれを提案したときにだめになった原因というのは、今入札制度があるんだからいいんだと。こういうお話でした。要するに議員の意見がありました。そうではなくてそういう入札、あるいは格付け願いをしていない方々でも、その公の仕事ができるという、普段一般的に仕事をしている方々がそういう仕事ができるという制度であります。ひとつ機会均等という、門戸を開放していると、広げているという制度であるますので、もう少し勉強されてはいかがかというふうに思います。

それから今ほどの収入役のお話です。私は現金の動きというのは、多分一括管理されていると思います。そうした中で調書が来なかったから出さなかったとか、あるいは調書はさっき課長は出したと言っていますよね。ただ請求書がなかったからどうのこうのと、こういう話になってる。要するに支払先がまだ決まっていなかったと。あるいは請求書が届いていなかったから、というような話でありますけれども、どたばただといえればそれまでなんですけれども。

一番引き継ぎのときにやらなければならないことであって、まだ未執行であるという分、あるいは繰越明許という部分とか、そういうのは当然、要するに名前がついたお金になってしまうわけでありまして。当然入った時点で、多分農林課の通帳に入ってくるわけではないと思うんですよね。その辺が連携が悪かったと言われればそれまでですけれども、偏った考え方のような気に私はちょっとしました。

やっぱり毎日入ってくるお金、ドサンと一時期に入ってくるお金、それは何らかの根拠があって入ってきているお金ということは、この予算書を見れば大体我々も察しがつくわけでありまして、やはりもう少し連携というのはきちんと。あるいは収入役というか出納室というのはどの程度の権限があるのかというのが、私はわからないものでこういうことを言って非常に申しわけないんですけれども。かなり現金自体の動きを見るためには、そちらさんの仕事が、かなりウエートがあるのかなという感じが私はしましたので一言申し上げて、もし所見があったら聞いておきたいと思います。

収入役 確かに日々の日計の管理、いわゆる公金がどれだけ支出をされて、どれだけ入ってきたか。それで日計、現在の金額がどれだけあるか。不足しているか、していないか。ということは常に管理をしているわけでありまして。ただ予算の執行の状況と、予算と比べてどれだけ入ってきたか、出たかというのは、やはりある程度の情報が来ないと確認ができない。

支出計画、支払計画書というのは担当課から来るわけでありまして、それを以って管理はしているわけですが、これを以ってもある程度その限界がある。いわゆる全部が全部その支出計画を出すわけじゃありません。ある程度の一定金額以上だとか、特別なもの等々が支払い計画に載ってくるわけでございますので。今のその金額が載っていたということになれば、うちの方の入ってきたか、入ってこないかの責任というのはあるかと思えます。けれど

もやはり収入役の権限、あるいは出納室の権限というのは、その日々にどういう歳入、歳出の動きがあるか。歳計現金が現在どの位あるか、足りるのか足りないのかという部分を確認すると。一番大きな仕事だろうというふうに考えております。

樋口和人君 1点31～32ページですけれども。緊急雇用創出事業という中で、地域資源の映像のライブラリー構築事業というのがあります。どういうものを作成と言いますか構築して、どういったことに活用していく考えなのか。ちょっとお聞かせください。

商工観光課長 基本的には、ホームページの構築を。今も実際はあるんですが、かなりレベルの低い部分ということがございまして、今までも何度か指摘をいただきました。そういうことでこれを全面的に直したいという考えであります。

それでちょっと今までのと違うのは、これは今までのインターネットですと、動画がホームページにパッと写真が出てくるわけなんです、これはDVDを使いまして映像をそっくり取り込んでしまおうというようなやり方であります。

それと今検討しているのは、そのほかに携帯でも読み取りができるようなあれは磁気だかなんかでしたかね。あれも読み取り機能もちょっと付けられればなということです。一応これも事業は3ヶ年を予定していますが、とりあえず今年の方は冬バージョンと春バージョンを作成をしたいと。それから来年については、夏バージョンと秋バージョンを作りたいという一応今のところ3年なんです、2ヶ年で全部作り終えたいという考えであります。以上です。

樋口和人君 どういったことに活用というのは。例えばホームページをこういうことをして、それを以って例えば商工観光課ですから当然観光のお客を増やしたいという意図だと思んですが。それでいいんでしょうか。

商工観光課長 そのとおりです。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。第74号議案 平成17年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第75号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企業課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 1点伺います。設計委託料を工事費に振り替えていますけれども、当初計画でいくとその設計委託をしてやるということでもあります。それをなくするということはまあ部分的なもんだというふうにとらえればそれでいいのか分かりませんが 要するに設計委託のほうが進まないという結果になりはしまいかという感じがします。その辺はどういうことですか。目的ががらりと変わった形の目的仕様という形になると思うんですけども。その辺はこういうことでいいのですか。

企業課長 はい。まず委託料につきまして私どもは、当然工事の早期発注ということの中で、毎年ゼロ国ということで設計委託を置いて、それに向けて発注する予定になっております。まず六日町地区の流域関連については、一応今年予定をしていた実施設計の区域。それを全部発注させていただきました。そうした中で請負差等々があってまあ残ったということで、補助金の返還をするよりも事業を伸ばしていきたいということで、振り替えをさせていただいたということでございます。

大和地区の管渠の実施設計につきましては、大和地区は単独の特環事業ですんで、統合補助事業という認可をもらっております。そうした中で今、大和地区でいきますと今町、猫道あの辺についてはまだ、特環事業の認可区域に入っておりません。そうした中で当初は、測量、まあ実施設計だからその辺まで実施設計されるかなということで、予算計上をさせてもらったんです。県のほうに良く詳細を聞いてみると、そこまで統合補助だけとればいけるということでございますので、その分今年度については工事費に振り向けたいということで考えております。

そうした中で一応来年以降については、実施設計が全部進んでおりますので、予定している工事については、予定どおり執行できるということでございます。何とか今年度中にその統合補助事業区域の認可をいただいて、来年度にそういうところに実施設計を進めていきたいということで計画をしています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

松原良道君 担当課長もしくは市長にちょっとお聞きしたいんですけども。下水道事業についてです。いわゆる6期計画の下水道事業の最終計画地域に、今まで合併浄化槽を敷せますと補助金を出してきたということ。今年その事業が最終年度であるという中において、旧町村単位でいいますと、旧大和町が平成23年を目途に大体下水道事業を終わる。旧六日町は、当初から平成25年度が下水道の最終計画という計画がありました。けれども旧六日町については、私がこう見るに若干遅れるのかなという気がしています。

そうした中でいわゆるこの6期計画地域の皆さんに、地元の関係する皆さんの意向を聞いて決めるのか。あるいはまた行政がこういった方法で行くんだ、という方向性を出していくのか。いずれにしても私は、この下水道事業計画の最終計画地域の皆さんに、行政が早くきちっと方向を示すべきだろうと考えています。

当然ここで浄化槽設置の補助事業が終わるわけですが、まだ最終年度ということになりますと、約10年近くあるわけです。その間にその地域の皆さんが、方向が出たからじゃあ我慢していようとか、方向が出ないから自分たちで我慢ならんからまた浄化槽設置をするとか。という今度は逆に補助金対応でない個々のやり方で、安かろう、安ければよかろうという事業が流行るんですよね。そうした場合に最終的に行政が、どこまでその問題をクリアしながら、かつ最終的に負担金等の問題で責任問題が出てくると私は思うんです。そういったことで担当課もしくは市長は、このことについてどのように考えているのか。私は早くその地域の皆さんに方向を示すべきだろうというふうに考えていますけれども。その見解をお願いいたします。

企業課長　　まず六日町地域の6期地区でございますが、集落のほうに方向性を出す、ということでございます。基本的に今、実際浄化槽の補助金をやっておりますが、それを入れる時点で、ここの6期地区については公共で行きますよと　まあ公共といいますか処理場を持った集中の処理をしていく下水道でいきますと。そういう説明会はしたとは私は思っているんですが。

そういうかたちのなかで、最終年度を25年度完成目標ということでございますので、それを含めて私どもは、浄化槽については、よく県に問い合わせをさせていただきました。私が今年度中に大体終わりだろうという話をさせてもらったんですが、県に相談したら、まず下水道の認可、区域に入らなければ、その事業は継続できますということで回答をいただきました。そうした中で、今現在、来年度あたりに今4期までやっておりますので、5期を含めて事業認可の変更認可を取ろうという計画をしております。

そうした中で先ほど前段でも財政健全化計画等々いろいろございましたので、一応担当課としては、じゃあ本当に25年までで終わるのかということの中で、財政等々含めてやらさせていただきます。そうした中で、一応農業集落排水が18年度で完了ということになりますので、その辺の事業を、公共の方に、流域の方に振り替えていけば何とか25年までに完成するのかなという方向性持っております。

そういうことで、6期地区につきましては、基本的には流域下水道でやるんだと。それについては、8年以上のところはまだちょっと25年まで遅くなりますので、希望があれば浄化槽の設置整備事業で補助をしていきたいという考え方で固まっております。もしその辺の本当に公共でやるのか、やらないのかというその辺、集落の方でそういうご心配があるのであれば、私どもは地元へ行って説明をさせていただきたいというふうに考えております。

和田秀夫君　　この管渠の管理費、修繕料のことでお伺いします。確かに最近もさわいでいるとマンホール付近に異常が見られますが。そこでその現況の確認を担当課がなさるのか、あるいは集落、部落の区長さんをお願いするのか、あるいはその地域の農排なら農排の委員会がまあ残っている場合もあるわけですが、その皆さんにその辺の現状を報告させていただいて対応するのか。その辺はどうなっているのか。

企業課長　　なかなかマンホール周りにつきましては、特に私どもが全集落を回って確認

をしてるという状況ではございません。正直言いまして、集落の皆さん、近くの皆さんの方から、マンホールがそこは下がっているとか、そういう状況の中で私どもが聞いて実際に現場へ行って対応しているという状況でございます。大変恐縮なんですけど、集落の皆さんから通勤途中でも何でもいいんですが、そういう状況があればお聞かせ願いたいというふうに思っています。

基本的には私共も地震によって下がっているのは、西側と農業集落の辺だということで考えております。その辺については地震の時は当時グルッと回ったんですが、今現在はそういう形で回っておりません。そうした中で皆さんの方から指摘があって初めて行くような形になっておりますので。交通事故等には十分気をつけたいというふうには考えておりますが、そういう調査の方法を今、しておるとい状況でございます。

和田秀夫君　そうするとここに修繕料が若干予算に載っているわけですが、これはちょっと根拠がきちんとしてないのかなと。つまりこれはやっぱり公平平等な行政をするという建前からすれば、担当課としては市内全域に何がしかの異常があったときは、連絡して報告してくださいと。こういうふうにしなれば、ちっと気早の方々がわあわあ言うのは取り上げて、まあまあそのうちに市の担当の皆さんが回って来るだろう、と待ち構えているのが遅まきになるというようなことも、ややもすれば心配できるわけですから。

私はこれは機能的にひとつ、全町内なり集落に行政区長さんいるわけですから、そういうのに要請して、特に目立った異常個所がありましたら、というようなことをするのがいいことだと思いますが。所見は。

企業課長　議員のおっしゃられるとおりでございますので、私共その辺を区長さんの方にも報告させていただきたいと思っております。この件につきましては、今、県道については、県の維持係の方にやっただいていただいているんですが、1回やってもまた下がってどうしようもないということの中で、今度は下水道で見てくれと言われております。そういうところも含めまして、予算を計上させていただいたというものでございます。

議　長　ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　長　討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議　長　採決をいたします。第75号議案　平成17年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20、第76号議案 字の名称の変更についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

上村 守君 今、大字の廃止はわかったんだけど、塩沢は小字はどうなっているのですか。南魚沼市竹之俣字何何が残るのか残らないのか。私が住んでいた大和町は、小字をまず廃止して大字を廃止したのだから、南魚沼市浦佐番地なんですよ。ところが小字はどうなっているかちょっと教えてください。

総務課長 南魚沼市でございますが、小字の部分につきましては、今回改正の中に入っておりませんので、塩沢町も付いているかと思えます。旧六日町地区につきましても、小字は付いております。以上でございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決をいたします。第76号議案 字の名称の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第76号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21、第77号議案 公の施設の相互利用に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議 長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。第77号議案 公の施設の相互利用に関する協議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 休憩をします。3時に再開いたします。

(午後2時43分)

議長 休憩を閉じて、会議を再開します。

(午後3時00分)

議長 日程第22、第78号議案 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。第78号議案 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第79号議案 南魚沼市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 普通の議員が30人で月額30万円という今の提示であります。今までの金額に比べると上がり幅が随分高いな、という感じを受けています。確かに今、財政規模が似た類似団体を見ますと、高いのか低いのかちょっと判断に苦しむような感じもしなくはないですし、十日町市などと比べると、という感じもしなくはないんですけども。一般の市民の感情とすると、ええっ、こんなに上がるのというのが返ってきています。

それで三役の人たちがそんなに上がり幅が少ないのに、議員に関してすごく上がったなという感じがあるんですが。そういうことの討論とか、今、満場一致というあれをお聞きしましたけれども、そういうことへの意見とかそういうものは出ませんでしたでしょうか。

総務課長 二町合併の段階で、非常勤特別職の報酬額につきまして審議をいただきまして、また報酬審議会等で決定をいただいたところでございます。議員さんの部分につきましては、合併特例の在任期間等がありまして、答申といたしましては当時現況の報酬額でということでしたが、その後の協議の中で、当時旧六日町の報酬額に合わせるということで調整がつきまして報酬額改定をしております。

当時のその時も合併後の定数、当時としては三町合併の前でございましたので26名の時の報酬額につきましても検討されております。その時の答申額といたしましては、新市本来額試算額

ということで検討いただいております。その段階では、29万6,000円という内容で検討されてきたところであります。

今回の改定にあたりましては、塩沢町と合併することによりまして人口規模もさらに2万2,000人ほど増えます。そんな状況の中で、近隣市町村また同規模の自治体等と比較いたしまして、提案させていただいた内容でございます。よろしくお願いいたします。（「委員会からの意見は」の声あり）

委員会の中では、特にそのことに対する意見は出ませんでした。意見というより、全体的な状況・資料についての説明とかそういうものが中心でございまして、全体的な意見といたしましては先ほど言いましたように、今後の近隣市町村の動向それから財政状況等勘案しながら絶えず改定はやっていただきたい、という意見でございました。

笠原幹夫君　　今ほど総務課長の説明でもありましたし、また総務文教委員会の委員長報告の中にも、全体的には将来の財政状況を勘案して、見直しの改正をすることを条件につけて答申したと。こういうふうになっているわけです。

普通今、据え置きをする、あるいはそう上げ幅を見ない。そういう場合で、今こうだけれども将来は近隣の状況をみたりして改正をするというのなら話は分かるんです。今、まあかなりの幅を上げておいて、そしてなおかつこういう条件が付いたということは、値上げに歯止めがかからなくなるのではないかと。こういう心配もされるわけです。この辺の見方というのはどういうふうに感じているんですか。お聞かせ願いたいと思います。

総務課長　　6市全体のこの資料によってちょっと見ていただければ分かると思うところがございますが。魚沼市が30万円でございます。十日町市が合併いたしまして30万円という内容になっております。新発田市さん36万2,000円という内容になっております。そこからちょっと低いところもあります。そんな状況の中、南魚沼市、十日町市より、塩沢町編入合併後の南魚沼市の規模といたしましては、だいぶ大きくなるわけでございます。

今回の改定につきましては、市の規模、市の体制も大きくなります。区域も広がります。議員さんの定数も全体的な数でいえば相当減員になっております。そんな中で適正な報酬額というのがいくらかというところで検討されたわけでございます。

そういう中で提案いたしまして、今回の何と申しますか歯止めと申しますか、その条件が付いた部分につきましては、今、人事院等で国家公務員の報酬につきましているいろいろ検討されております。また、地域給等取り入れまして、減額の答申が今出たところでございますが。

そんな状況等、今後地方公務員、公務員の給与等につきましても減額の方が多少見えていると。そんな内容の中で今回改定につきましては、審議会全会一致で了承し、適当であるとそういう判断をいたしますが、この先やはりそういう改定、引き下げ等ありましたら、それに伴いまして絶えず報酬等につきましても見直しをしていただきたいと。こういう意味でございまして、いいんだというふうに私も受け取りましたし、まあそんなふうに理解しているところでございます。

笠原幹夫君　　じゃあその今人事院の勧告等で引き下げの方向が出ていると。したがって今後はそれに準じて計算していった下がる可能性があるからと。そういうことはちゃんと議事録に書

いてあるんですか。条件をつけたというのだけは、はっきりこう言っていますけれども。そういう値下げというのが想定されるなかで、そういう状況を勘案してということは、議事録か何かにちゃんと書いてあるんですか。ただそれが、そういう空気だったというようなことなのか。その点をちょっとはっきりさせてください。

総務課長　いろいろそうしろという意見ではございません。質問とかそういう中でそういう気持ちといたしますか、私の受け取り方でございますが。いろいろ質問を受ける中、提案したものに對する提案の根拠といたしますか、そういう中でそういう質問等がありました。そういう雰囲気をもって私は今、話をしたところでございます。正式な答申といたしましては、「今後、社会情勢及び近隣自治体の状況を見極めながら常に適正な額の検討を行うことを条件として付け加えます」ということでございます。ですので常に近隣自治体の動静等を見ながら、報酬額については改定しながら、額を決めたからずっとそれで行くということではないと。こういう考え方だと思います。

中沢俊一君　やっぱり私もじっくりいかないんですが。この類似自治体というのは、必ずやっぱり6例挙げる必要があるわけですか。と申しますのもこの新発田市の場合ですが、議員の報酬それからまた首長に對するその率38.2パーセント。ずば抜けて高いわけですね。私共は市民の皆さんが納得するかどうかということよりも、これは妥当な線かどうかということは、私たちの仕事を見た上でやっぱり判断すべきだと私は思いますけれども。それにしても納得のいく前提の計算だったかどうかということ。何かその今、上げておいて、今の社会情勢によって云々という話がありましたけども、ちょっとまあ高いけれども、まあまあここで設定は一応しておいてという気がしてならないですけれども。ちょっと聞かせてくれませんか。

総務課長　まず、人口規模の似たところを探したところでございます。そういう中で十日町市さんが63,000人。今度、塩沢町と合併して63,157人になるわけでございます。

(「必ず6つの例を挙げなければならないのか。そこから聞かせてください」の声あり)

それはありません。いくつでやらなければならないという考え方ではないかと思えます。似たような財政規模、それから人口規模の似たようなところ。何を以って適正かといういろんな条件があろうかと思えます。そんな中で近隣市の状況といたしましては、財政規模もしくは人口規模等で選定させていただいたという内容でございます。

関 忠良君　私は市長にちょっと伺いたいんですが。この答申を諮問するにあたって、基本的に何らかの意思があつてこういう諮問がなされ、それを承認されたということだろうと思うんですけれども。今ほど中沢議員からも出されましたが、対長率からいっても議員の引き上げ幅というのが非常に大きいわけです。この議員報酬というのは、私は活動報酬であつて、生活給じゃないという立場に立っているんですが、この報酬に對する市長さんとしての見方。その点をまずお伺いします。

市 長　私は議会の議員の皆さん方の報酬が、生活給だということではありませんけれども、議員活動を支障なくやれる報酬ぐらひはやはり差し上げるべきだというのは、前々からの持論でありました。ですので本来この30万円というのが高いか安いかわ、それは私はよく分かり

ませんが、私はそう高いものではないと。まあ50万円位がいいのかなというような頭もあつたんです、本当は。やっぱりそのくらい皆さん方から議員活動、議会活動にもう専念をしていただくという意味を込めれば、決して今の額は高くはない。

ただ近隣市町村とかというこれはありますけれども、私共はその額を出すときに、じゃあどこが一番適当かという話になれば、やっぱり近隣の様子を見たりいろいろするわけですので。これはまあほんのあくまでも一例ということでありまして、これ6挙げる必要もありませんし、10挙げたっていいわけでありまして。本来対長率がどうこうというのは、これは何でその対長率というのが重視されたのかというのは私は分かりません。

首長に対して、昔は町村議会、私共六日町議会は大体30パーセントとっていました。なぜ30パーセントだということそれは分からないんですね、別に決まった数字があつたわけじゃなく。例えば半分50パーセントだつていいわけですし、70パーセントだつて私は別に構うことはない。新潟市なんかは非常に高いわけですから。68とかですね、議長になれば。

その位やっぱり議会对執行部といいますが、そういう皆さん方が対等にある程度きちんとやれる方向をとっていかなければならない。本来でありますと、本当は政策秘書くらい1人付けたつていいとか、そういうことだつてあるわけなんです。議会の皆さん方が、自分達で政策立案をしたりいろいろ調査をしたりするに、やっぱりある程度必要な部分というのは必要なわけですから。

そういうことが生まれて、初めて議会と執行部が対等になれるという部分を私はずっと考えておりましたので、今の額が決して高いというふうには全く考えておりません。生活給とは言いません。生活給とは言いませんが、ある程度それに準ずる部分くらいは、やはり保障すべきだなという考えは、私個人にはあります。

関 忠良君 私も議員である限り生活していかなきゃならないわけですから、それを否定するものではないんですが、基本的には、報酬であつて生活給ではないと私は思います。したがつて、今ほどのこの類似市町村を見ますと、やはり佐渡市なんかは、まあ人口規模もかなり大きいし面積も広い中で、非常に低く抑えられていると。ということは、結局その地域のやっぱり、こういった言い方失礼だけれど、経済的な条件とかそういったものが、いろいろな首長やそれから議員の報酬にも反映しているのかなというふうに、私はこれを見て思います。

やはり今のこの状況で非常に財政が苦しい、あるいは先の見通しが無い。そういう中で一般の皆さんは、就職したら非常に厳しい状況の中であつて、この21パーセント以上の報酬の値上げというのは、私は必ずしも妥当なのかな、という感じを受けます。市長は50万円位でいいということになると、まあ考え方の相違になりますけれども。そういう点、一般市民の今生活状況、それからそういう状況の中であつて承されると、市長さんは考えられておりますか。

市長 私共これは新聞等にも出た際に、いろいろ市民の皆さんの声が聞こえてきました。上げ幅が20何パーセントということ、それは高いですね。高いですが、それなりの仕事さえしてもらえば、30万円でも50万円でもいいんだとこういう話ですね。ですから30万円という部分をもらえて高いなんていう話は、私にはあんまり聞こえてきません。それなりのやっぱり議員活動をきちんとしてもらえれば、今言ったように、30万円でも50万円だつていいと。

そういうふうにしてやっぱり市を活性化してもらいたいと、そういう声でありました。ただただ金額をとらえてどうこうという話は、あまり私のところには来ておりませんし、本来は私はそういうもんだと思っております。市民の皆さん方からのご批判があれば、私はそういうふうに答えていきたい。ですから議員の皆さん方も、30万円もらって当たり前だからいなやっぱり活動をしていただければそれでいいと。

和田英夫君 問題は 市長の言うとおり私はわかるんですが、問題は市民がこの形をどう受け止めるかということなんです。それはまあ考え方の違い。ただじゃあ一体この今の現状というのは、合併というのは、人口を増やすための合併じゃないんですね。財政状況が非常に大変だから、むだは省いて大きくなってやろうとこういうことで、この合併は始まったわけです。

総務課長はいわゆる人口で基準を出したんですね。じゃあここで財政規模で見てください。燕市、糸魚川市、大体276億円。まあこれは合併後の南魚沼市の財政規模です。それから見ると自ずと右側の方に答えが出ているんです。私は、もちろん程々の給料、報酬を払って活動している、それはわかりますが、情報公開のこの時代にこの資料がまた全部市民のところへ流れるんです。先ほどの議論で新潟市はそうだというが、新潟市は私共の同規模より10倍の財政規模なんですね。だったらこれは市議会だと300万円という理屈になるんです。

その辺を私は考えるべきだと思うんです。お金が厳しいから合併したんです。それで行財政改革しよう。その時にじゃあこの人口規模で もちろんこれは報酬審議会が答申することは、それはそれで尊重しなければならないが、それを尊重して私ども議会が判断して答申どおりにやるか、あるいは市民感覚なり今のこの財政状況を考えてどの程度にするか。これが議会の判断じゃないですか。

したがってその角度から議論すべきで、どんどん上げてもいいとそれはひとつの理論だが、現状市民の感覚からしたときに、私はこれはもう一回考え直して。まず財政規模、そこが問題なんです、そこが出発点で合併になったんですから。

そういうことを私は議長に提案して、若干休憩をとって。これやっぱり答申どおりでいいか、あるいは今私が言ったことや皆さんの議論を考えて、若干修正するか。これはやっぱり大事なところだと私は思いますので、議長に善処を申し上げます。

市長 合併の目的は、今、和田議員がおっしゃったとおりのことであります。そしてじゃあ考えていただきたいんですが、今、合併をする前の議員は60人です。それで30人に減るわけですから、合併をして議員の皆さん方の数が減って、トータル的にはどれだけ財政に寄与したかというのは、計算すればすぐ出るわけです。例えばこれが30万円に上げたとしても、相当のやっぱり財政に対する寄与はしているわけでありまして。

全くそのなんて言いますか、市民の声というのは、それは皆さんの言うこともよく分かりますが、市民の皆さんからはさっき私が申し上げたとおり、30万円が高いという声というのは、あまり聞こえてないということ。それは皆さんのところはどうだかわかりません。言ったように、やはりそれなりにきちんとやっていただく。そうであればもう全然高いものではないと。そういうことだと思っております。

さっき私が申し上げた新潟市のものは、対長率が非常に高いと。新潟はですね。議長は約7割近くいっている。ですから対長率なんてのは、誰が考え出したのかはわかりませんが、そう苦にすることではないということ、私が申し上げたわけでありませう。

まあ議会の皆さん方の判断でありますから、どういうふうにこれを修正されようか、それは私がいろいろ申し上げるところではありませんが、市民の声をじゃあ本当に皆さん方がそういうふうを受け止めているかどうか。そこはちょっと私としての異論はありますので、強く申し上げたいと思います。市民の皆さんが、この30万円で高いから議員報酬を下げろという声というのは、そう私はないというふうには自信を持っております。

総務課長 合併効果につきましてちょっとご報告させていただきます。まず大和町と六日町が合併した時でございます。1年間の経費といたしましては、高い方にあわせたわけでございますので、約805万円の年間予算で増額となりました。それで今回塩沢町と合併することによりまして、人口規模が、議員の数が60から30に落ちました。その結果9,350万円の削減と、こんな内容になっております。以上でございます。

和田英夫君 それぞれの議論はそれはそれでわかるわけです。私が言っているのは、確かに市長は市長職として、市長のところへそういう声が行っていないということは、まあまあそうだかもわかりませんが、これから初めての選挙戦に入るわけですが、非常に市民が関心を持ちます。もちろんこのことも感心を持ちます。

その時に議論になったときに、やっぱり財政規模、財政状況からなぜ考えないんだという議論が私は起きてくると思うんです。確かにそれは人口規模という1つの言い方はわかるわけですが、そこで私は、議長に再三お願いするわけですが、これは答申どおりで鵜呑みにするほどの、人口規模から割り出した30万円。でこれは財政規模から言えば定員が20人のあるわけですね、20,30あるわけですから。そこでちょっと私は、市民に訴える説得力がないような気がしますので、あえてここでちょっと議会で協議するべきでないかということをご提案しておきます。

(「議事進行、休憩必要なし」の声あり)

議長 休憩をすることに賛同する方はおりませんので、このまま進めたいと思いたすがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 修正動議も出ていません。質疑を続けます。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論をおこないます。

(「はい、25番」の声あり)

討論がありますので、まず、原案に反対の意見を。

岡村雅夫君 原案に反対の立場で討論に参加いたします。最初に私の考え方でありまして。今ほどの質疑でもありましたように、財政事情からして市民の理解は得られないだろう、というのが私の結論の考え方でありまして。そして総務文教委員長の報告でもありましたけれども、将来の財政状況を勘案して見直しの改正をするという条件。それで社会情勢、近隣市をその時点で見るとということでありまして。

私はこの意見が出るということは、市長の諮問が妥当ではないという裏があるというふうにとらえます。なぜならば20数パーセントも上げてですね、議員職に関してだけね。そういうことからしてみても、当然この計算は成り立つわけでありまして、普通で常識的な考え方をしますれば、財政状況が大変であるから伸び率を抑えて、そして将来、健全財政そして見通しがついた段階で、それなりの改定を図っていく。ということが今の市の状況からして見れば、正しいというふうに私は思っております。以上であります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

種村俊夫君 原案に賛成の立場で討論いたします。私は今の選挙活動に入りまして同級生から言われました。よくおまえはたった1人の事務所でこういう選挙に出られるなど。何でこんな安い報酬でおまえ議員をやるんだと。それよりも自分で1人で仕事した方がよっぽど稼げるじゃないかという話を聞きました。しかしながら私はその同級生に、この一番介護や子育てで一番苦労している人間が、一番仕事をしなければならない時に、そういう市政に声を出さなければ、誰がじゃあ議員をするんだと。いつまでたっても大会社の社長、どっかの楽々した人が議会に出て、一番苦労している人たちの声が届かないじゃないかという話をいたしました。

確かにその30万円という金額が妥当かどうかはわかりませんが、先ほどある方は、それを活動費だと言いました。活動するためには生活給が必要です。そうでありませんか。私はそう思うんです。だから議会を活性化するためには報酬を上げてやって、例えば役場の課長の隣に椅子を置く、担当課長の隣に椅子を置く。まあ国会では政務官みたいな感じですが、そういう感じで一緒になってやっていけば、もっと議会も活性化し、市役所の皆さんと一緒に仕事すればもっと活性化する。

議員の数は、私は少なくてもいいと思います。もっと少なくてもいいと思いますが、しかしながら、これは議員報酬をここで高いというのは、私は単なるパフォーマンスだと思います。今言っている方々。

本当になって、実際そういう考えを市民の方々に説得できないような議員の方は困る。自分で本当に苦労している声を市政に上げるためには、そういう人たちのきちんとした生活を見守ってやらなければならない。そうじゃないと自分たちで楽々生活をしていて、福祉、福祉なんてそんなものは絵に書いた餅でしかない。ですから私はこの30万円という金額が妥当かどうか分かりませんが、審議委員会で答申したものを尊重するという事は市長もそう言ってるわけですので、私はこの原案に賛成いたします。よろしく申し上げます。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

和田英夫君 原案に反対の立場でひとつ討論に参加します。今ほどいみじくも、先ほど前任者の賛成討論者が言った、私は違うと思うんです。市長が言ったから私も賛成だ。これはちょっと違うと思うんですね。

それと私は、先ほども議論をしていましたように、やはり基本的には財政状況が大変だからということで合併したわけでありまして、しかも今、国で議論されている。景気はなかなかそう上向きはしないが、いろいろの社会保障いわゆる負担が非常に増えてくるという時代ということで、今、国をあげて議論しているわけでありまして。これはもちろん増える考え方があるわけでありましてけれど、私は、ここはここに類似町村の財政規模 いわゆる決算規模。財政規模と同じような方。確かにその30万円が高いか安いかわかりませんが、私はその議論じゃないんですね。同じような財政規模と同類の議員報酬で、まずここを滑り出してどうかと。

しかも将来的に皆さんが一生懸命にやって新しい南魚沼市がどんどんと繁栄、発展して経済状況がよくなってくれば、もちろんそれは先ほどの答申のようにプラス効果が出てくれば、そういうふうによればいいわけですから。

今ここで安易に人口規模だけでそうだということについて、私は非常に問題があるということ。高い、安い議論ではないが、同類項の財政規模のまあ簡単に言えば、ここでは28万円何がしかの方が、市民に対しての説得力はあるということ、原案に反対であります。ご賛同をよろしくお願いします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

貝瀬厚一君 大勢の祭りに参加する気持ちがなくて騒ぎたいという気持ちは全くないんですけども、大事な場面ですので、一言ひとつはばからせていただきたいと思います。

この問題、給与の問題は、ラスパイレス指数なんて、この助役さんなんかお得意になってよくお使いになるようなんですけども。給与を決めるときに、昭和30年代にドイツに、ラスパイレスという数学者の人の名前をとって。この人があるからそれに対して95とか、98とか。必ず太陽があつて、自分は太陽じゃないんですが。月ですから必ず光るものがあつて、それに対して98パーセント、95パーセント、新潟県は90何パーセントですよといっている。何パーセントであろうが、最初に100パーセント決めたこの原資は何か。ルーツは何か、思想は何かということは全く議論されていないんです。ここが問題だと私は常々思っております。

したがって選挙は、その政治、今地方政治も政治家を求められておるわけでございますので、政治は選挙に金がかかるんです、はっきり言って。選挙をやらなくて60までできる人と、選挙をやらなければ4年間で泡と吹っ飛ばすような普通の平民は訳が違うんです。政治というのは、選挙に金がかかるということを忘れておるわけでありまして。

したがって市長が何ぼで、議長が4割で議員が3割だと。こういうふうな括り方に私は常々やっぱり不満を持っているわけでありまして。芸者さんはどんなに安くしても、安いだけではお座敷はかからないと。これが政治家の宿命であります。やはりどんなに高くしても、お座敷がかかるような芸者になるためには相当の政策とやっぱり努力をするのが必要だと思

います。30万円でも安いと言わせるような、大衆をうならせるような力を持つか持たないかというのが、自主財政でやらなければならない。交付金、特例債だけでやるような政治家はもう終わっているような状況にあると思いますので、このラスパイレス指数から決定するような給与問題。そして、議会は市長に比べて何パーセント、議員は何パーセントという、選挙をやらない人が選挙をやっている人よりも高いなんていうことは、私はこれは元来であれば、自由主義のような状況でないような状況になっているとも思うわけであります。

したがって、この30万円がどうかというふうな議論で、固定費を下げるというふうなことを今盛んに議論されておるようでございますけれども、私らはできれば、村会議員、町会議員よりもはるかに大勢の方々のエリアを自主再建して、自治でおやりになる。今度は、自分の力でとったお金でやりなさいよという、ある程度のマイナー主義を、モンロー主義をやりなさいよと言われるような状況でございますので、それ相当のやっぱり人たを、人材を求めております。

その人たちが果たして18万円で選挙運動ができるかといえば、絶対にできるような状況ではありません。千票目指すような政治家というのは大変なやっぱり努力をしておられると私は思います。この後輩に、例えば私らのその後につきましても、こういう世界に、議員の世界に挑戦する人が多く、1人でも多く望むことを望んでおります。

そういう面におきまして、その人たちの苦勞が報われて、また挑戦する人が一人でも増えるようなやっぱりシステムにさせていただきたいと思ひまして、4割がどうだ、3割がどうだというふうな分母の議論がないうちに分子だけがそのパーセンテージだけで来ると、非常にやっぱり疑問を持っているわけであります。

是非とも我が議会におかれましては、30万円でも40万円でも安いと観客に言わせるような市政になっていただきたいと常々思っておりますので、政治選択を誤りなきように原案を突破していただきたいと思うわけであります。以上であります。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

中沢俊一君 雄弁家の後で本当に気が引けるんですけども。私は、ほかの議員は人のことを考えて仕事をしている、お前は自分の事しか考えていない、という批判を受けながら今仕事をしている議員であります。私は全くの個人的には、この案に対して異論を持っているわけですから、ここへ反対討論に立たせていただきました。議員の皆さんが十分この報酬に見合った仕事をしていることは、私、百も承知であります。

そういう中で個人的なことですけどもやっぱり私は、6つ目のその自治体にこの新発田市を持ってきたことはどうしても解せないんです。なんかこのお隣の魚沼市が30万円で議員報酬を決めたと。俺方もそのぐらゐは市の格としてまあ持たねばならないから、というような形がどうもこの29万9,367円だかに現れて気てるような気がしてならないんですけど。

それは優秀な人材を集めるには、それなりの報酬は必要です。そしてこの答申の中では、今はこういう形で決めておいて財政状況、経済状況によって変動をすると。もっとはっきり

言えば、人口は減っていく、財政は厳しくなる、そうなったら下げればいいやということが見え見えのような気が私はします。

私は逆に、今ここで合併をして市民の皆さんのやっぱり理解を得なければならない。この厳しい財政であるから、我々もそれは自分の適当な額が30万円かも知れないけれども、僅かそこをやっぱりその辺を汲んで、将来多少じゃあ上げてもいいやというようなそういうような市民の、逆にですよ、逆にそういう余地を得られる中で、報酬を決めたほうが私個人としては、仕事をしない人間としては、私はいいかなと思って今この場に立たせていただきました。賛同していただく必要はありませんけれども、私は個人的にそう思っております。以上です。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」「37番」の声あり)

次に原案に賛成者の発言を許します。

木村代志夫君 私は今回行われる市議会選挙には立候補しませんので、そういった意味ではまあいわば中立な意見だというふうにとっても、おかしくはないと思っておるわけでありましてけれども。ただ今後この南魚沼市の市議会が、活発な意見が交わされる中で正常に発展していくということは、市民がこぞって望んでいることです。そういう意味が今回のこの討論の中に現れていますので、私もどうしても賛成討論に立たせていただきました。

というのは今まで我々が町村議員として長年議会活動をやってきましたけれども、町村議員は身分としては明らかにこれは名誉職なんです。ですからこの町村議員が頂く報酬は、これは生活給ではありません。はっきりしています。ですが今度我々が 今は特例期間ですから、極正式じゃない 今度30人の定数の中で選ばれた皆さん、市議会議員がどういう立場になるのか。これは政治を職業とする政治家です。ですからこれはもう報酬という言葉があっても、はっきりと生活給なんです。これで飯を食っていくという自覚が必要なわけです。まあ今からそういった自覚を持って立候補していただきたいというふうに思っております。

それからこの度は、議員報酬ということですのではっきり金額が謳われているわけです。30万円。それで討論で出る場合に、反対の人は、少なくともこの南魚沼市を良くしていこうということであれば、28万円以上は上げてはおかしいという討論をしていただきたいんです。ただ30万円じゃ高い、市長なんかもっと安く考える。これでは市は発展しません。今回の討論を聞いていても、これはどう見たって28万円以上はおかしいと、こういう討論は1つもないんです。

こういうのは、これから市をどうするかという議論を厳しくしていくときには、極めて私から見ればパフォーマンスの行為にしか見えないわけです。なおかつ市議会議員の選挙も控えていますので、何かと複雑な心境はわからないでもないですが、今後厳しい市議会の討論をしていただきたいためにも、私も一言賛成の討論に立たせていただきました。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「14番」の声あり)

議長 反対討論。

笠原喜一郎君 私は79号議案 南魚沼市市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

今、何人かの議員の中で話が出ましたが、私は決して住民に迎合するつもりもありません。自分たちの費用弁償、報酬は自らの判断で決めるべきだというふうに思っています。ただ財政が厳しい中で我々がやらなければならないことは、住民の要望にどう答えて行くかということだろうというふうに私は思っています。

その中で、どう財政を生み出していくかと。それはやはり人件費の削減にメスを入れなければならないわけなんです。職員の人件費をどう抑制をしていくかということにメスを入れなければ、住民要望に応えることはできないわけなんです。その職員の人件費をカットするについて、自らの襟を正して、そして強いことを言うその姿勢でなければ、私は理解は得られないだろうというふうに思っています。

何人かの賛成討論の中でこの30万円というのが、高いか安いかわからないという言い方をしていました。私もそうであります。ただ、先ほどの反対討論の中で、じゃあどういうふうにこの諮問をされたかというなかで、類似団体という言い方でここに6市町村を例に挙げました。私はやはり財政規模を参考にすべきだろうと、そういうふうに思っています。

そういう意味からして、この燕市、あるいは糸魚川市、それに沿った議員報酬あるいは議長、副議長、そういうふうな形で決定をすべきものだろうというふうに、私は感じているところであります。以上の理由から本案について、反対をさせていただきます。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。

第79号議案 南魚沼市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第80号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。

第80号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、第81号議案 南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。

第81号議案 南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第26、第82号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

貝瀬厚一君 この手当の件について、非常に多岐多様にわたってこうあるわけです。今この努力をなされたことに対して非常に敬意を表するわけですが、今後更に政治家もあるいは議員も、この公僕といわれる公に勤める公務員の方々も、仕事の内容は生活の生き死にに係るようなことまで、森羅万象全てのことが自分たちの仕事と考えております。また市長もそういうふうにお考えになっているんだろうとこう思います。

そういう点に立ちますと、私らの仕事は春から秋まで森羅万象いろいろな生活の苦しみや

喜びの感動にぶつかるわけですが、ひとつひとつのところに例外を求めて多岐多様に選別を努めていけば、これは百あっても千あっても万あっても、手当ては足りないことだと思います。全ての生活の中の森羅万象を一括りにするような方向に、また更に再度これからも休まないで進撃していただきたいと私は思うわけです。そこらへんのお考えと、行動とスケジュールがとおりでございましたらお聞かせいただきたいと思います。

市長 今、廃止をさせていただこうという部分については、これは設定当時はそういうなんていいですか必然性もあったのかも分かりませんが、現在においては、もう全くそういう必然性はないという考え方で、こういう形を出させていただきました。それで残ったのが、防疫作業ですね、それから死体処理、後はまあ病院関係でありますので、これはなかなかこう、森羅万象と言いますけれども、そうそう簡単に巡り会える部分ではありませんし、常にまわってくるということでもありませんので、非常にまあ厳しい作業になるということです。まあ年にそれこそ何回も、まあほとんどない状況だと思っております。そういう中では、今のところはこれ以上切り込める部分はないのかなと思っております。

冒頭申し上げましたように、社会的な変化といいますかそういう中で、それが特殊だというふうに見られないような風潮がまた出てきますれば、そういう格好になるかと思えますけれども、いまのところはまあこの程度かなというふうに考えております。けれどもおっしゃったようにと、とにかくこれで終わったということではありませんので、またいっそう必要ない部分についての儉約、節約には十分努めてまいりたいと思っておりますので、またご指導をお願いいたします。

貝瀬厚一君 ありがとうございます。努力のことは着々と進んでいると思います。ここではばかりながら、市長に1点余計なことだと思いますが参考資料として、お耳に留めていただければありがたいと思います。

日本で8箇所死刑執行する場所があります。この死刑執行をしなければならない人はまあ私はやったことないわけですが 死刑執行官といいます。まあ刑務官のことなんです。非常に辛いことだと思います。その途中経過は省きますが、やった後には、これは死刑執行を行った刑務官に於いては、何がしかの慰めということの代わりに対しまして、酒2合とかお魚代が出るんだそうであります。

しかしながらアメリカで5人の銃殺、弾を弾く人がいると、必ず1発は空砲だからおまえの銃が空砲だぞと。4発実弾で5人の人が射撃すると。これで殺すんですよ。しかし自分の中が空砲だったというふうなことの慰めにしてくれと、いうふうなことで1発は、一丁の銃は空砲ですよ。いうふうにしてやらせるんだそうです。銃殺刑は。

日本の場合はこう引っ張るんですから。高いところに上げてガタツと。言い残すことはないか、食いたいものはないかと最後にやるんですから。引っ張る間は非常にやっぱり暗い、辛いというふうに言いました。それですら酒2合、魚一切れというふうなものが慰め代として、自分の気持ちを諫めてくれと。これも国のためなんだということで慰めていただいているのが、これが特殊勤務だと私は思っております。これはやっぱり日本の最高の難しい仕事

だと思っんですが。これ参考までにひとつ耳の中に留めておいていただければ幸いです。

市長 まさにそのとおりであります。この市役所の職員はそういうことを前提として採用しておりません。まあ死刑執行なんて話が出ましたが、そういう方はそういう職業に就いているわけですから、それに対して特殊勤務手当てというのは普通付かないと。ですから市役所の職員として、税務徴収なんてある意味で当たり前のことですね。これに特殊勤務手当てというふうに付けていた方がおかしかったということでもあります。ですのでそういう部分を今、見直させていただいた。

死体や防疫というのは、あまりこの市の職員になったから、そういうことには携わるぞということには、ほとんど想定されてない部分でありますので、まあこの際まだこの程度のごとはやっぱり残しておかなければ、なかなかそこに偶然あつた人が非常に気の毒だろうと。そういう思いでありますのでよろしく願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。

第82号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第82号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第27、第83号議案 南魚沼市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。

第83号議案 南魚沼市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第28、第84号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境課長補佐 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

中俣 誠君 ちょっと休憩をとっていただきたいと思いますので、一言あれですが。別表2の方が、私はミスプリじゃないかというふうに思うんです。深度が80メートルというのは、私ら地下水監視委員会で40メートルというようなことでやってきましたし、ケーシング口径を100以下にしたいということで80。その辺のミスプリではないかと思いません。このままの条例を通すというのはちょっとまずいので。ミスプリだったらミスプリなりにちょっと訂正なり・・・上程しましたので訂正は本来なら無理だと思いますので。別表も条例範囲内だと思うんですが、もし間違っていたらあれですが。

議長 ただいま休憩動議が出ました。(「動議ではありません」の声あり)

市長 大変すみませんでした。これ40メートルの間違いでミスプリでありますので、皆さんにお願い申し上げますが、ここを40メートルというふうにご訂正を願えれば。それでご了解いただければ大変ありがたい。(「ケーシングもあります」の声あり)

議長 休憩をします。

(午後4時26分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後4時32分)

議長 ただいまの提案の中の数字の、市長から訂正の発言がございました。また総務課長から黒つぶしのところに、16年60号という訂正がございましたが、この訂正をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

市長 大変議会の皆さん方にご迷惑をかけましてすみませんでした。2点もこういうミスプリがあったということで、本当に申しわけなく思っております。にもかかわらず今ほどは、こういう形で訂正をさせていただいて、ご審議をいただけるということであり。心から感謝を申し上げますが、以後こういうことのないようにまた気を引き締めてあたりたいと思いますので、ご容赦をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

議長 質疑を行います。

石原健一君 2つお伺いをします。第8条に、洗浄または回収を行う場合ということが謳ってあるわけですが。地盤沈下の区域は、新しい井戸の掘ることは禁止されているわけで、この洗浄、回収という名の下に新たな井戸を掘るというふうなことも現実には起きてるわけです。それに対する禁止的な文面が見当たらないので、そこらあたりがまた曖昧に

なる可能性があると思うんです。それをどういうふうに考えているか、お願いしたいと思います。

それから、もう1つは、今回も起きたことですが、地下水の汲み上げによる地盤沈下は、この条例の中で謳っているわけですが、工事によって地盤沈下が起きた場合。これは即工事を中止、あるいは報告というふうな文面が、私が見たところにはないんですけども。そういうのは必要ないというふうなお考えなんですか。

地盤沈下にもいろいろな地盤沈下があると思うんです。井戸の汲み上げによって起きる地盤沈下と、工事中に起きる地盤沈下。そういうのがあって、それを謳っていないということは、また同じことが繰り返される可能性があると思うんですが、その点をお願いしたいと思います。

環境課長補佐 第8条の考え方。洗浄についての規定で、洗浄の名の下に井戸を掘る輩がいるんじゃないかということなんです。この部分の改正については、前に出したときにも説明いたしましたけども、確かにこの洗浄の部分がないときにつきましては、何をやっておるのか私共も判断に困ったということですし、検査もなかなかできなかったという事情があります。

まず検査をして見ることができる根拠を作ろうということで、洗浄についても許可が必要だというふうに前の条例改正で行ったところでございます。この洗浄という部分があると、私共が検査をすることができますから、洗浄に名を借りて井戸を掘るなんていうことは、やっていけば見つけ易くなるし、やっているとな罰則の対象になってしまうということでございます。

それを防止するための洗浄の条例改正。この部分については、現在の改正ではございませんので、前に1回改正を行ったときに説明をしたつもりでございます。

また、工事による地盤沈下という部分の考え方でございます。地盤沈下を抑制する部分の根拠としまして条例があるわけですが、これは地下水を採取することによって地盤沈下が起こるということで、いろんな考え方が示され、それに基づいて条例が作られてきている根拠になっておるわけでございます。

例えば、道路工事あるいはその他いろんな工事等に伴って沈下が起きる。これはまあ沈下というより陥没と言った方がいいのかも知れませんが、そういった部分については、地下水を汲み上げることによって沈下をする地盤沈下とは異なりまして、条例云々というよりも、これは民事の関係とかそういった部分での補償、そういったことになるかと思えます。

今回街中で起きた陥没というかそういう部分につきましても、私共も注目をし、指導したりいろいろなことはしました。この条例で制定する部分、工事に関する部分についても条例でという考えのご提案がございましたけども、その部分については条例に入れることじゃなくて、別の対応をしていくべきだろうという考え方でございますのでよろしくお願ひしたいと思えます。なおそういう事件が起きたのを、市が知らないということではございませんのでよろしくお願ひしたいと思えます。

石原健一君 1点目の洗淨及び回収ということは、そういうことで防止できるということであれば結構であります。

2点目の工事による地盤沈下の考え方なんですけれども、これはじゃあ民事でやれということは、個々にその対応しろということなのでしょうか。当然この地下水監視委員会があったり、それを担当する担当委員会があったり、そういうところで調査をして、市民に結果の報告は、私はあってしかるべきだと思うんです。

今回そういうことを要請していても一向にそのことがなかったということは、何のための委員会があって、ということになると思うんです。だからそういうことを条例で謳わないとなかなかそれが進まない。たまたま私個人的な部分がかかっていますから、なかなか言いにくい部分があるんですけれども、やはり相当の被害だと思うんです。その認識が私と皆さんと違うのか知りませんが、私は大変な事故だったと思っているんです。それが何か曖昧に終わっているというところに、私は危惧を感じるので、条例がなくてもそれが対応できるということであれば、それはそれで結構なんです。もう1回お答えを。

環境課長補佐 この1月の事故のことだろうと思うんですが、何回か私も現場を見。で業者について現場でも指導し、あるいは市役所の方にも来ていただいて、経過の説明を求めたりいたしました。それで私共のスタンスとしましては、先ほど申し上げましたようにこれ民事の関係だということで、考えさせていただきましては、けれども。

そういったいろいろな問題が起きて地下水にかかわる、井戸の関係だということもありまして指導をする中で、地元きちんと説明をし、理解を求めるよう強く求めました。その部分については、業者から地元説明があったというふうに、私共の方に報告書は上がってきておりますので、何もなかったということにはならないというふうに思います。

できるだけ範囲で指導し、その早期問題の解決に努めてきたつもりでございますので、今後もそういう形になるかと思えます。行政でできる部分、いろいろな個人的なあるいは個人的と言っては悪いんですけれども、民事的な問題でいろいろ起きる問題を交通整理していきませんと、行政がどこまで関わるかというのは非常に難しくなります。今回の地下水に関する条例の部分については、地下水を大量に汲み上げることによって起きる地盤沈下ということで、ご了解をいただきたいと思えます。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。

第84号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の全部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第29、第85号議案 関越自動車道の救急業務に関する事務受託についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。

第85号議案 関越自動車道の救急業務に関する事務受託については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第85号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第30、第86号議案 南魚沼市・塩沢町合併協議会の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます

企画情報課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第86号議案 南魚沼市・塩沢町合併協議会の廃止については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は、9月6日午前9時30分当議事堂において開催します。大変御苦労さま

でした。

(午後4時46分)